

令和5年第1回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 （1日目）令和5年3月6日 午前9時 （2名／5名中）

（2日目）令和5年3月7日 午前9時 （2名／5名中）

順番	質 問 者	通告方式	質 問 内 容
1	木戸口勉幸	一問一答	①統合保育園整備基本構想について （町長、担当課長） ②ごみ収集の現状を問う （町長、担当課長） ③県道松阪度会線（野中～土羽間）整備事業の進捗状況について （町長、担当課長） ④令和5年以降の五桂池ふるさと村管理運営について （町長、担当課長）
2	前川 勝	一問一答	①統合される保育園のあり方及び課題について （町長、担当課長） ②上下水道事業の今後について（担当課長）
3	藤田 清隆	一問一答	①小学校の統合について （町長、教育長）
4	松木 豊年	一問一答	①加齢性難聴者への補聴器購入補助制度の創設について （町長、担当課長） ②保育園の統合及び保育士の配置について （町長、担当課長） ③香肌奥伊勢資源化広域連合次期ごみ処理施設について （町長、担当課長）
5	隆宝 政見	一問一答	①中学校における休日の部活動の地域移行について （担当課長）

(3月6日9時00分)

(3番 木戸口 勉幸 議員)

○議長 (坂井 信久) 1番目の質問者、木戸口議員の質問に入ります。

木戸口議員。

○3番 (木戸口 勉幸) 3番 木戸口です。一般質問をただいまからさせていただきます。

私は4点の通告をいたしております。1点目が、統合保育園整備基本構想について。2点目が、ごみ収集の現状を問う。3点目が県道松阪度会線、野中～土羽間でございますが、の、整備事業の進捗状況について。4つ目が、令和5年以降の五桂池ふるさと村管理運営について。以上、4点でございます。いずれも、一問一答方式で質問をいたします。それでは、質問に入ります。

1点目の統合保育園整備基本構想についてであります。1月31日の臨時議会で、統合保育園基本構想、基本計画委託料予算が可決決定をいたしております。基本構想は、保護者、保育士、関係者のニーズに応じた園を建設するにあたり、めざすべき保育園のあり方を基本構想で示し、基本計画、基本設計、実施設計の前提として定めるものであります。

近年、少子化、都市化が進み、保育園の園児数も減少するなか、子どもたちの遊び、特に自然のふれあいが少なくなっております。保育園での友達との遊び自然のふれあいはとても大事なことであります。特に自然とのふれあいについて基本構想の中でどう考えるのか。まず、町長の見解をお伺いをいたします。

○議長 (坂井 信久) 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長 (久保 行央)

それでは、私の方からお答えさせていただきます。基本構想につきましては、前回も申し上げましたように、並行して現在の開発も含めて進めていくというところでございます。ただ、具体的な構想、中身につきましては整理する段階までには至っておりませんので、これからということになります。ただ、同じ

ような思いを持っておられることに、まあ、これから新たな保育園を建設する更なる意欲が湧いてきたというところでもあります。

私どもの子どもの頃、まあ、議員も同じだと思いますけども。山に出て木に登って、また落ちて怪我をしたり、川へ行つて溺れかけたりと、こんな子どもの頃のことが思い出されます。今後、まあこうしたことも可能なように進めていきたいと思えます。現在の公共施設でのそういう、もし落ちて怪我をしたりとか川で溺れかけたりとか、こんなことがあったらもう本当に大変なことでありますので、今その部分につきましては、平成26年に多気町では民間の保育園、自然派保育園というのを計画を致します。現在に至っております。この状況も、もうご承知のように、あの今の段階ではこれまでいっぱいでありましたので、ちょっとまあ枠を広げましたので、今若干余裕はあるんですけども、以前はこの計画した時も議会の方からも様々な御意見をいただきまして、おかげさまで現在に至っておるんですけども、こういう自然の中でのびのびと子どもが育てられるような、こんな保育園を今回の統合保育園の中には盛り込んでいければと思っております。

ただ、この内容につきましては。我々の子どもの頃の状況と変わってきておりますので、その辺をしっかりと見極めながら、自然との共生といいますか、自然にもっともっと触れられるような、こんな保育施設ができたらいいかなと思っておりますので、それを今回これからの基本構想の中に盛り込んでいきたいと。まあ、基本構想は、あくまでどういう形のものにしていくかという、これを前提に議員おっしゃられたような施設を作っていきますので、またご助言なり、ご指導なり頂ければと思っております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） まず、町長から期待しておりましたご答弁をいただきました。付け加えて申し上げますならばですね、従来はまあ単なる保育園というものでありましたんですが。近頃はですね、認定こども園ということもござ

いまして、これはやはりその所管は厚生労働省ということで、まあ以前はあったわけですが、それはまあ、先生の資格も保育士だけということでございますが、近年は認定こども園ということで多く作られているわけでございます。

更にまあ、多気町もこども園ということで、冒頭でも言いましたように、統合ということになりますので、誰しものがそういったその同じような形で享受を受けるとというのが全く大事なことだと思っております。

で、まあ、認定こどもにはですね。私もまあ、色々こう参考に調べたんですが、先生の資格としては保育園、保育教育教諭、それから保育士、幼稚園の教諭というふうに内閣府の方で定められております。で、まあ入学前に教育と保育を行うと、保育だけじゃなしに教育を行うわけでありまして、まあ働いている親の代わりをするんだという保育に加えてですね、やっぱり教育というのが出てくるわけでございますので、まあ是非ともですね、こういったことを考えていただきたいという趣旨で質問させていただいたところでございます。

今、質問したのはですね、基本構想がもう終わってしまいますと、言ってもこれまたあきませんので、タイミングとしては今が一番いいのかなという時期的なこともございましたので、まあ、そういったその基本構想基本計画の最中ということでございましたので、私の方からもそういう意見として、そういうことを述べさせていただいたところでございます。更に、いわゆる現場を担ってみえる健康福祉課長のいわゆる見解も少しお伺いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 自然豊かな多気町の天啓池周辺の環境を活用致しまして、園児が自然や田んぼなどに親しんだり興味を持ったりできる機会を作ることができるように、できたらいいと思っております。

また、現在の保育園におきましても、家庭菜園等、お野菜づくりにも取り組んでいるところでございますが、今後、自園調理となりまして、食育にも力を入れてけたらとも思っております。食や農作物を通じまして、学べる機会を作

ることをしていきたいと考えます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 1番の項は終わりました、2つ目へ入りたいと思います。ごみ収集の現状を問うということでありまして、まず2つございまして、1番はですね、燃えるごみ、いわゆる燃やすごみの回収についてお聞きをしたいと思います。燃えるごみは毎週回収をされまして、収集は現在、香肌奥伊勢資源化広域連合で収集運搬をされて焼却場まで移送をされております。そこでお聞きします。燃えるごみと資源物の紙類、それから布類及び使用済み食用油というのが、市町によってまちまちということも私、承知をいたしておるところでございますので、こういったことについてまず、どのように回収しているのかを現状をお伺いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先程のご質問について、お答えさせていただきます。香肌奥伊勢資源化広域連合では、紙類・布類、また使用済みの食用油、廃食油とも言いますが、これについては資源物として区分せずに可燃ごみに含めて収集しております。特に廃食油は固めるか、紙や布に染み込ませて、可燃ごみの袋に入れてもらっております。多気地域では、これらのものを今、資源ごみとして回収し、リサイクル業者に引き取ってもらい、再資源化を行っている状況でございます。しかし、広域連合では最終的に民間の処理業者で焼却処理、燃えるごみでの焼却処理ということで処理をしております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） ただいま町民環境課長からお答えいただいたわけですが、繰り返しになりますが、大紀・大台・多気ということで、今はまあ、

3町でやってるわけですが、多気町についてはなんら問題ないということですが、ひとつありますのは、他の二町がどうもこう足並みが揃っていないというのが承知をいたしております。まあ、そんな中でですね。先般もまあ、連合で議会があつて、その他の項で私も発言をしてきましたんですが、やはりその長年、まあこういう形でずっと推移をいたしておりますので、これがやはりこう、要するにゴミの減量化、カーボンニュートラルということもつながりますので、こういったことからですね。多気町と同じような形がやれるような形ですね、多気町の方からも強く、広域連合の方に働きかけというふうにやっていただきたいというふうに考えているところでございますので、このへんをですね。今後どういうふうに対応していただくのか、課長の方からお答えをいただきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい、あの私自身もですね、脱炭素という観点からもそうなんです、できる限り可燃ごみからは資源系に回せるものは分別をしてですね、資源に回すと言うふうに取り組んでいきたいと考えております。今までも香肌広域連合の方では、旧多気町でやっとなるような取り組みをですね、同じように回収の中で資源化に向けて区分をして回収できないかということ、は提言をしてきておりますが、まあ色々あの各地域の抱える事情等を理由にですね、実現には至っておりません。まあ、各字で資源化をするような取り組みが組織化されているところもあるんですが、すべてが回収のゴミの中に、可燃ごみの中に、紙布とか資源系に回せるようなものが含まれていないかと言うとそうでもありませんので、できる限り分別をして資源に回せるものは回して、って可燃ごみの減量化にも努めていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） くどいようですが、なぜこういう質問するかっていうことなんですが、かなりまあ町民の方もですね、そういうことを耳にされてる人もかなり多うございまして、そのような中でですね、やっぱりこう多気町のような形ですとこう全三町がですね。やってもらうっていうのが大事なことやなというふうに思いますので、まあそういう方向をつけていただくということで、是非とも働きかけをしていただきたいと思います。4月以降もですね、ある部分は、いわゆる委託が変わるとか、それから収集も変わってくる様子もありますんで、そういったことも考えながらですね。色々こう、まあすぐに明日からというわけにいかんとは思いますが、まあ近い間にはですね、そういうことを実現なり、具体化できるようなことを考えていただきたいと思いますというふうに考えるところでございます。そういうことで、1番は終わります。

それから、ごみ収集の現状の中で2つ目に入りたいと思います。ゴミを直接、広域連合に持ち込む手数料についてお聞きをいたします。

指定袋以外のですね、ごみ袋の持ち込みの手数料については現在、1キロ当たり百円の手数料がかかっておるというふうに思っております。多気地域につきましては、美化センター時には10キロまでは無料というふうに認識を致しております。美化センターの収集から広域に変わってから3年経ったというふうに思っておりますが、隣の市の松阪市ではですね。ずっと聞きおきますと、百キロまでが無料というふうに私は聞いております。もし間違っていれば、これまたあの訂正をしてかんなんわけですが、その辺も含めてお聞きをするわけです。何度も言いますように、不法投棄をなくすという意味合いからですね、持ち込み手数料も今一度見直すということの考えはないかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 広域連合のゴミ処理手数料につきましては、令和2年度の料金見直しを行い、家庭から出る粗大ごみについては10キロごと

に百円として、10キロ未満については、これは10キロという取り扱いをしております。県内の施設について、基準となる重量以下について料金を徴収するところ、またはその基準以下については徴収しないというところ、それぞれ、両方あります。手数料につきましては、施設の維持管理経費などから算定される処理原価に対し、社会的や福祉的な配慮に基づく水準で決定されるものと理解しております。社会経済情勢や近隣市町の水準を参考に、定期的な料金の見直しも必要になってきます。手数料を改定するには、広域連合の条例改正が必要となりますので、三町で構成する連合議会で提案され、承認されるプロセスが必要となってきます。また、その必要性について住民の方のご意見等が多くなるようであれば、また改定の方の協議も必要になるかと考えております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） この住民さん、住民の方の声なんですけど、これもかなり多うございまして、やはりそのどうしても、やっぱり隣の市と隣り合わせということもございまして、松阪市のことはかなり知っておるなかで、うちは相当違うということを何人の方からも聞いておりますんで、まあその辺も充分ご協議いただいて、考えていただいてですね、その方向性をつけていただきたいというふうに考えておるところでございます。

更にもう1点付け加えて申し上げたいと思います。先般、回覧で回ってまいりました、いわゆるゴミ袋がですね。45リットル入りで使われておりまして、これが4月1日からは30に変わると。いわゆる少なく、入る量が少なくなつて、今までよりは出しにくくなるということですか。まあ、直接オーバーした分は、搬入に持ってかならんと言うことになるわけですが、これもまあ、かなりこう、いわゆる町民の生活している人についてはかなり後退をしたなというふうな考えになるわけですので、このへんもですな、まあその元々45リットルを30になってって元に戻せというわけにはなかなかいかんと思いますんです

が、何かを考えていただいでですな。あの重量ばかりじゃないと思うんで。やっぱり聞いてみますと、段々ところ目方が重たくなって、上に乗せるんが大変だということもよく承知を致しておるわけですが、いわゆる長もんとか軽いんやけどもう入らない、入きらないというのが常に出てくるわけでごさいますんで、そのへんをですな。ごみ袋で対応できるとか、そういうこともまた御検討いただきたいというふうに思うわけでありまして、その辺をまあ何とかなるのであれば、お考えをいただきたいと思うんですが、その辺の考えを町民課長としてお伺いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい、先ほど木戸口議員からもご指摘をいただきました袋のサイズでごさいます。不燃ごみ、燃えないごみの袋につきましては、香肌の方は30リットルという少し小さい袋を利用しております。近隣市町の方でみますと。まあ30リットルで、留めとるところっていうのはやっぱり少ないです。やっぱり45リットル袋の方を利用したり、もしくはもう指定の袋を使わずに、半透明の市販の袋で利用されるところもあります。あの香肌資源化、奥伊勢資源化域連合の方では、30リットルのサイズについて回収する作業の際に破れる可能性があったり、重量物のあるものは少し危険が伴うということから、30リットルにしているというふう聞いております。

まあ、これまでもですな、袋のサイズ、これが物差しとなり、粗大ごみの判定とそのサイズを超えるものが粗大ごみということになりますので、できれば45リットルの方を活用できないかということも事務局の方にも確認したりはしておりますが、今のところはこれまでの30リットルで基準とするという考えであります。あのこれからですな、これも先ほどの話と一緒になんです、全体、他の周辺市町の状況等も見ながらですな、また多気町では45リットルで扱ってきて、何も危険もなかったということもありますので、こころへんも見直しも含めて、議論させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） はい。言われる通りと私も思うわけですが、ごみについてはですな、やはり不法投棄はあってはならんというふうに思いますので、縛りをきつくして、きつくなるほど、やはりその辺ほってしまわんならん、ほってしまわないかどうかというのが懸念をいたすわけでありまして、まあ参考までに申し上げられた半透明とか、透明とか、それからそんなんをこうある程度採用されるなどですな、考えていただくってことも本当に出す側にとっては良いことだなと思います。共通して言えるのは、やはり不法投棄をなくすと言うのが一番の課題でありますので、まあその辺も考慮していただいですな。45リットルに戻すっていうことではなくてしてですな。出しやすい形。更にまあ、高齢者ってというのがどんどん増えておりますので、持ってくちゅうことがなかなか直接搬入ができないうちがかなりあると思いますので、そのへんも考慮に入れながらですね。なんとかそのごみが出しやすい形を是非っていただきたいというふうに思います。

以上で、2点目のごみの収集の現状というのは終わりたいと思います。

続いて、3点目に入ります。県道松阪度会線、野中土羽間でございますが、これについて整備事業の進捗状況についてお伺いをいたします。本事業につきましては、令和4年に入ってから現地調査、説明会、打ち合わせが何回も行われたというふうに聞いております。ここ一年間の県の事業課の様子も含めまして、本事業の経緯についてお聞かせをいただきたいと思います。更に、5年度以降どのような事業進展になるのか、事業着手に向けたスケジュールをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） それでは、ご質問にお答えいたします。ここ一年間

の経緯につきましては、令和4年7月の22日に相鹿瀬から土羽までの八地区の区長会を行ない、初めて県と地元のバイパス要望にかかる調整が始まりました。これ以後からの協議については、地区連絡員を決め、進めていく方針となっています。

令和4年11月25日に、野中・田中・森荘・矢田・笠木・土羽の地区連絡員と今後路線測量や用地買収がスムーズに進められるように、事前に用地がかかりそうな地権者に話をし、協力してくれるのかどうかを聞き取りをしてもらうようお願いをしました。

令和5年1月の31日と2月3日に地区連絡員と打ち合わせを行ない、用地のかかりそうな地元地権者の調査結果について聞き取りを行ないました。少し問題のある地区もありましたが、六地区全てほぼ100%の地元地権者の協力が得られたと聞きました。

また、令和5年2月7日には、三重県知事と町長の一対一要望対談が県庁で行われ、松阪建設事務所同席の上、町長から熱い思いを知事に届け、令和5年度から国補助の事業課に進めて向け、進めていくとお話をいただいたところです。

続きまして、令和5年度以降のスケジュールについては、令和5年度にルート決定と並行し、国への予算要求など着手していただく予定です。一般的な道路事業の手段としては、事業化後は路線測量、予備設計を行ない、以後、詳細設計用地測量用地買収工事着手となります。

工事着手に至るまでには数年要すると見込れますが、先程お話したように、今回の地区連絡員が地元の地権者に対し、事前に説明し、協力の了承を得ていることもあり、用地測量用地買収など比較的スムーズに進められる見込みであり、工事着手に至るまでの期間が短縮され、早期実現ができるよう進めてまいります。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 只今、課長から答弁いただいて、かなりまあ、用地につきましてもですね。かなり良好な状況で推移をしたということで、大変喜ばしいことだなというふうに思います。

付け加えて、先般は町長も自ら知事にお会いになってですね、道路のいわゆるお話をいただきまして、1対1ということでトップ会談を済ませ、これを取り上げていただいたということは、前の前知事からも引き続いてやっていただくと。これによって、まあ県としての対応がぐっと変わるというふうに私もよく承知をいたしておりますので、その町長のいつもの口調の熱い思いをですな。知事に届けてもらったということは、大変ありがたいというふうに私も感じております。そのようなことで、事業着手も早くなると私なりに解釈をいたしておるところでございまして、早期着工を強く期待をいたしておるところでございまして。

まあ、今の状況ではですね、何ものが止まっておる状況ではございませんので、進んでおりますので、何も付け加えて、なっとせい、こうせいということは付け加えていうこともございません。ですから、一日も早くですね、着工ということになるよう願っておるわけですが、そのように向けてぜひとも町長・課長、よろしくお願いをしたいというふうに考えておるところでございまして。

更にまあ、噛み砕いてですね、課長にお伺いしたいんですが。県の立場もあるかと思いますが、県の直接建設部ですね、言える範囲内で結構なんですが、感触等付け加えて言っていただくなれば、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） その辺の話を県ともちょっと色々詰めておりまして、今回来年度から本格的に国の補助をもらって進めていくんですけども、今から県と一緒に早いうちに工程を決めて、その内容を地区連絡員さんから地元へ下

ろすような形を今後早いうちに進めていきたいと思っております。努力をします
ので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） それでは、最後の4点目の質問をさせていただきます。

令和5年以降の五桂池ふるさと村の管理運営についてであります。令和5年
3月から松阪地区で初めてですね、PFI方式によります管理運営が行われま
す。これまあ、先般の全員協議会、全協でも示されたとおりでございます。

で、PFIとは民間の資金と活力、技術力を活かしまして、設計・建設を行
ない、管理・運用する、いわば全て民間で行うと言うものでございます。あえ
て申し上げておりますが、その期間は先般の議会でも、全協でもお示しされ
たとおりでですね、令和20年まで。いわゆる15年間の契約というふうに聞いてお
ります。これはまあ、夕刊三重等で色々出ておまして、議員の方から異論が
出ているということもありました。そういうこともまあ、あるわけですが、そ
のことも踏まえまして、3点ほど通告を致しておりますのでお聞きしたいと思
います。

まずですね。農産物直売所、いわゆるおばあちゃんの店であります。これ
と、それから動物園、それからまごの店。ロッジハウス、それからバーベキュー
ハウスというのがございますが、これは全ての施設の名称であります。P
FIを導入することで、この今申し上げた施設はですね、どういうふうになる
のか、これをまずお伺いをしたいと思ひます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林課長（井田 保） 只今のご質問にお答えをいたします。五桂池ふるさと
村においては、令和5年度よりPFI法に基づき、民間事業者による管理運営
を行う予定でございます。民間資金を導入し、現在老朽化致しておりますロッ

ジハウス、またバーベキュー施設については所有権を移転し、改修修繕に、より新たな収益をもたらす収益施設となります。

ふるさと村施設全体と致しましては、PFI事業者による一括管理よりまして、施設運営がなされます。今度中に施設管理委託契約を締結し、維持管理運営をお願いするものでございます。民間によります創意工夫を活かしたエリア施設運営が行われ、ふるさと村の集客向上につながると考えております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） PFIにつきましては、全員協議会でですね。まあ説明はあるんですが、割と時間をかけて細かくってというのはどうもこう聞いていないというのが、誰しも議員の方で思われとる方がかなりあるというふうに私は思っとるわけでございます。まあ、そんな中でですね、この先ほど答弁にありました全部がPFIなんだということではありますが、まあ、ある程度こう色々こう聞いてみますと、直接そのいわゆる民間のPFIにかかる、いわゆる民設民営ですね。いわゆる民間が投資をして行うというのは、ロッジとバーベキューハウスっていうふうに伺っております。まあ今の答弁では、全体がいわゆるPFIなんだとか、その辺がどうも理解がしぬくいところがございます。と、なりますと、動物園もPFIなんか、それとまごの店もPFIなんか、ということなんです。それから、おばあちゃんの店もそうなんか、ということになってくるわけですが。うん、まあ聞いておるところでは、それは別なんだということもありましてですな、その辺がこう、どうもこう分かりにくくて誤解されやすいんで、その辺を縦分けてですな、きちんとかう、今の時点でお示しをいただきたいと思います。

いわゆる通称、BOTとROとこう分かれとるわけですが、BOTは民設民営、ROは公設民営で。公設民営がこの話の中にあるわけですね。ですから、全体のPFIというのと、ちょっと矛盾点があるんだというふうに私は思ってい

るわけですが、その辺をですな。やっぱりこの、こういった一般質問の場で、きちんと整理をしながら、ご答弁いただきたいと。まずこの2点を、これについてをお伺いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林課長（井田 保） 只今の御質問にお答えいたします。ええ、議員おっしゃられました民設による施設の改修及びその管理につきましては、BOTということで、収益施設というふうに色付けをなされているところでございます。また、現在ございますまごの店、あるいは動物園等につきましては、RO方式と申しまして公共で施設を整備し、管理を委託していくというものでございます。それにつきましては、RO方式というふうに理解しておりまして、全体としましてPFI事業の契約の中で運用なされていくものと理解しております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） まあ、聞いておる人が非常にこう、ちょっと分かりにくいですもんで。専門用語も入るわけですが。どうもこう、何言うとするのか分からんっていうのは、まあ、これもテレビも後で映るわけですが、分かりにくい点があるかと思います。まあ、そんな中でですね、例えば動物園を公営、いわゆる自治体が投資をしてということで計画されていますね。で、これになるとPFIやないわけですよ。そうすると、これは公設。それで、民営ができるかという、これはあの、料金を取りますもんで、私の調べたところですね。町が投資して料金徴収はPFIではできやんっていうふうに解釈しとるんですが、これは違いますか。これについて教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林課長（井田 保） 動物園の料金につきましては、PFI方式の事業所に

徴収を依頼するということはできませんので、指定管理者制度にのっとった事業所に対して徴収を依頼するということが計画をしております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） そうするとまあ、細かい話になるわけですが、全体が先程PFIで全部包含、包むんだということですね。ですけども、動物園はいわゆる多気町がお金を出して、近々あの整備をします。それで整備をして、料金徴収は、いわゆる指定管理者の中でやると言うことですが、全体が一番冒頭に言われた、全体PFIなんだと。その辺がちょっとこう分かりにくいんですわ。そんで、分けてですと、これとこれは分けて、いわゆるPFIと、それから指定会社とするわけですか。その辺がこう聞いておる人が分かりやすいような形で言うてもらわんと、どうも混乱しやすいので、まあ今、動物園を例えて言うとするんですが、動物園の次は、いわゆるおばあちゃんの店とか、まごの店等も出てくるわけですから。動物園、PFIが入ることによって非常にこう頭のなかが混乱してですな。どれがPFIで、どれが指定管理者で、全体がどうなんかつちゅうことが、ここ、なんか入りくんどってようわからない点がありますんで分かりやすくですな。ちょっとこうお示しいただきたいなと思いますんで、先ず今言いましたことについて、ちょっと整理をしながら教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林課長（井田 保） 先ほどのご質問にお答えをいたします。先に申しました収益施設につきましては、BOTということで民間資金によりまして整備を行って施設運営もお願いしていくというものでございます。

また、動物園、おばあちゃんの店等につきましては公共で整備を行ないまして。その後、維持管理運営につきましては民間にお願いをしていく。それらを含めまして、PFI事業による一括発注というものを考えております。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） なんか、ますます分からんようになってきて。ええ、いわゆるPFIでは料金徴収できるということになってますやろ。なのに、先ほどの答弁では一括発注して、もうPFIで維持管理をして行くんだということですが、維持管理の中で料金徴収とは一体化してるというふうには、私は解釈しとるんですが。その辺はもう少しちょっとこう区別して分かりやすく、私はこう追求しているわけやないんで。ちょっと分からんもんで聞いとるわけですよ。その辺をちょっとこう分かりやすく教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林課長（井田 保） 先ほど申しあげましたRO方式によります公共で整備したものに付きまして、維持管理をお願いするというなかで、その中に料金徴収を含めてお願いすると申しあげましたけれども、料金徴収等につきましては指定管理者制度にのっとり指定管理者にしかできないということがございますので、その部分について指定管理の、指定管理者の指定も合わせて行なって、徴収についてはお願いしていくということがございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 繰り返して同じ事ばかり聞くんですが、PFIをしながら、また指定管理者もその中で部分的にはしていくという解釈になったわけですが、それでおうてますん。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林課長（井田 保） 指定管理者制度につきましては、先日の議案説明の中でもございましたように、ふるさと村の指定管理者について新たに事業者を指定してお願いしていくものでございます。

また、P F Iにつきましても、同じように契約を結んで委託をお願いしていくところでございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） ずっと永遠にやっとなあかん気がするんですけど、ちょっと人を変えてですな、副町長の立場からちょっと、同じ答えなんかどうか確認させてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） 去年の5月の時ですね。全協のほうで資料をださせていただいておりますけれども、そのようにですね。あのP F I法に基づきまして、維持管理・運営委託、15年間という資料を出させていただいております、この折りにふるさと村といたしましては、民間投資部分、まあいわゆるこれがB O T方式でですね、受託者に所有権を移転しまして、この15年間の期間終了後は所有権を町に戻すと言う形を、まずこれが1つ。これが、バーベキューハウスとロッジ。今から民間の方が投資していただく部分ですね。それともう1点は、先ほど課長が申し上げましたように公共投資部分でありまして、これがR O方式。これは町が改修、そして修繕等を担いまして、現状の指定管理と変わらない、やり方にはなります。これがまあ、今現在整備しております統合事務所であるとか、シャワールームであるとか、マルシェグランマ、まごの店、そして来年度整備をする動物園等々になっております。で、これをまあ2つとも、このP F I法に基づきまして、今度事業契約を交すという形になります。そういうことで、ご理解願えますでしょうか。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） ちょっと聞いとることと違うことを答えてるんで、議

長もそう感じてると思うんやけど。課長に聞いたことを確認しとんの。そやで、5月に言うたことどうのこうのってことは何も確認して聞いとるわけやないんで、そんなことは承知してます。はい、そんなことを改めて言うてもらわんでいい。そやで、課長が言うとることをもっと分かりやすく副町長の答えで答弁してくれと言うとんのに、5月にはこんなことを言って、P F I はどんな15年って、こんなこと聞いてへんのや。うん、聞いておらんことを答えやんでよろしい。そやで、聞いたことを再確認で答えてもらったらいいなや。そうやって議長もそう感じとるはずなんや。話がどんどんおかしくなってくるで。聞いたことについて、それで補足をしながら言うてもらわんと、5月にはP F I はこうで、15年間でどうのこうの、こんなことは承知していますんで、そういうことは聞いてません。そやで、聞いたことに対して答えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

あの少しですね。こう井田課長の答弁においても、あのもう少し細かくかみ砕いて、こうなって言うか、事務的にこう答えているような、私もちょっとそういう発言に聞こえましたので、もう分かりやすくですね。有り体に答えていただくようお願いしたいと思います。答弁、どちらがしていただくんかな。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） P F I と指定管理した後は、こうこうでこうなるとるんやと言うたらいいだけで、P F I と指定管理者とごちゃごちゃになってるもんで、分からんとこへ前の経過を出して話がよけ分からなくなってくるんで、こうやって質問してる意味がない。ですから、これやったらもう中断しといて、また質問せんならん。ほやで、今日はこの質問で終わらんならんのやで、終わらんなんで終結しとかんと。こんなん持ち越して、また聞いとったらおかしいんで。もうこれ全部、録音で、録画で、全部テレビ画面に入っとるわけやで、あれ、何言って何答えとるんやってことになるもんで。ほやで、簡潔に分かりやすく言うわんとあかんと思うんで。それを求めとる。何も難しいこと聞いて

へんのや。議長もそう思われると思うんで、そういうようなことで、まあ、再度改めて聞いとるわけやもんで、何も突っ込んで聞いてません。ですから、分かりやすく言うてください。

○議長（坂井 信久） はい。今の木戸口議員の発言のようにですね、もう少し当局側の発言についても、分かりやすく、説明をお願いしたいと。ただ儀礼的にこう答えているということだけではなしにですね。本当に一般の人が聞いても分かるようなご答弁をお願いをしたいと、こんなふうに思います。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） はい、あのもう一度答弁ということですので、どのように申し上げます。1つは、民間、民設民営。これはご理解いただいとると思います。中の、投資をされて、そしてそれをそのままご自分のところで管理をいただく。それともう1点は、公共のところは公共側が整備すると。そして、これは民間が管理すると。これは、今までの指定管理と全く一緒だと思います。そして、その2つをですね。併せもって、PFI法に基づいて、一括管理契約するという内容なんですけども。あの、この説明でご理解頂けないようであれば、また別の時にですね、もう一度きちんとしたかたちで、ご納得いただけるような説明会を設けさせていただくということではいかがでしょうか。このような形しか、今日はちょっと答弁できません。申し訳ございませんけど。

○議長（坂井 信久） 木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 同じことばっか言わなならん。要するに、PFIのなかに、なぜ指定管理が入るとんやということを聞いとるんや。全部がPFIって言うるとんやったら、もうPFIなるんやったら、この指定管理から外さんなんあかんわけやよな。そしてまた、指定管理は指定管理であるんやっていうことで、それは分かります。料金徴収できるわけないんやで、PFIで。そしてたら、全部がPFIになつとるわけやない。ほやで、PFIはここからこれはPFIになって、ふるさと村はPFI、違う。動物園はPFIからは外れてますんやって言うんならいいけど、全部包括してPFIって言うもんで混乱する

わけですわ。そやで、聞いとる人もそうやって思うわけやもんで、どれがどれが、どれが正しいことなんかなって、誤解を招くますもんで、そやで何べんも同じことを聞いてます。そやでまあ、分かりやすく言うてもらったらすぐ終わるんですけども。なかなか段々だんだんと分かりにくくなってたんで、そのような点をですな、わかりやすく簡単に言うてもらったらもう、ずっと分かりますんで。やっぱり第三者が聞いても、わかるような答弁をお願いしたいと思えますんで。まあ、ふるさと村の中の動物園。それから他の施設のですね。いわゆるおばあちゃんの店とかまごの店等もですな、まあ入ってくるわけですもんで、聞いておるのは、事前に聞かしてもらったんのは、いわゆるロッジとバーベキューとハウスはPFIで民設民営なんだということははっきりしています。他のは、町が投資するんだということに、事業計画なってますんで。それを包含して、なぜPFIになるんかなというふうに思いますもんで。そのまあ、素朴な質問なんですわ。そやで、その辺をこう答えてもらったら、ことすみますんで、その辺がこう分かりにくくなる一方ですもんで。それでこう、何度も同じことを繰り返し聞いとるわけで。まあ、今日はちょっともっとわかりやすい場でということなら、まあ、それはもうあの百歩譲ってそういうことでも結構ですけど。まあ、そういうことでもう再度もうそこらへんで終わっとかんと次に行けませんし、そのへんでお答えをさせていただいてお願いしたいと思えます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

今のような議員からのですね、質問に対する的確な答弁をお願いしたいと、こんなふうに思います。

○農林課長（井田 保） えっと、はい。只今の質問にお答えしたいと思います。ふるさと村のこの運営維持管理につきまして、PFI方式を導入するということが当初、この始まったわけなんですけれども。あの議員おっしゃるとおりですね。料金徴収等につきましては、PFI事業者によるということができないということでございましたので、再度今までの指定管理者の制度につきまして、

この5月、来年、今年度5年度の4月から、新たに指定事業者を指定しまして、それにつきましては、議会の承認をいただくということで、今回議題にもあげさせていただいております。それによりまして、料金徴収等につきましては、これまでどおり行う予定なんですけれども、それ以外、その全体の維持管理につきましてはPFI方式でやるよということで、ご理解いただけたらと思います。繰り返しになったかもしれませんが、以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 最後の方でよく分かりましたんで、もう終わりたいと思います。以上です。

○議長（坂井 信久） もうあと、よろしいですか。2番目、2番目の方も含めて質問していただいたわけですから。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） それをはよ言ってもらおうと一番よく分かったんですけど。まあ、時間が行ったり来たりしてましたんで申し訳なかったんですが。この通告のすな、こともちよっとう復唱しながらもう一度お聞かせいただきたいと思いますが。通告を致したのは、PFI期間が15年間ということなんですけど、15年間の中では、いわゆる全部がPFIに包含をされますと、もう施設整備に対します財政負担は今後出てこないかということで書いております。まあ、そういった意味で、もう15年間は町としてはそこへ投入しないということを私は当初思ってたんですが。動物園がこう、また浮上してきましたんで、これはもう動物園はお金を入れることははっきりしてますし。まあそれはもうお聞きしたんで、それ以外でですね。まああの出てくるってことは予想されるものがあるのかないのかっていうのがあったら教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林課長（井田 保） ロッジハウス等につきましては、令和3年度に改修し

た3棟を除きまして、また、バーベキューの施設につきましては、P F I法の事業者によりまして施設整備が行われる予定でございます。その他の施設につきましては、施設委託契約中ではございますが、日常的な維持管理についてお願いするものでございまして、改築修繕の必要性や規模によりまして、P F I事業者と行政の間で財政負担については協議を行っていく予定でございます。以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 協議次第では、財政負担もあり得るという解釈でいわけですか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林課長（井田 保） 規模や必要性に応じまして、協議をしまして、その協議によって町が財政負担をするということも想定しております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） はい。了解しました。最後にですね、その全体のP F Iの中で、説明の中で以前もありました3点目ではありますが、計画に上がっております新規就農者の農福連携、食育というのが3点あげておりまして、上がっております、これの取り組みはP F Iというよりも、これは行政の仕事でございますので、行政はもうP F Iになったら知らんのかということやなくしてですな、この辺は多いに関わってかんと、いわゆる政策的なことになりますので、その辺をどう考えのかをお伺いをしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林商工課長。

○農林課長（井田 保） はい。P F Iの事業者選定にあたりましては、事業者より施設運営の計画提案をいただいております。内容については、重要なもの

と受け止めておりますが、事業の全てを事業者をお願いするものではなく、町としましては、事業所と、事業者と連携をして取り組んでいくべきと考えております。公共として取り組むべき事業・事案・実施にあたりまして、民間事業者のとしてのノウハウを生かして、双方尊重しあって取り組んで参りたいと思っております。それらの取り組みの効果を高めるために、行政からの情報提供やP L支援といった連携も行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） この書いてございます、言っております3点のなかでですね、一番頭の新規就農者というのは、町長の政策のいわゆる農政の中心を為す部分です。大事な部分でございますので、この辺をですね。P F Iっていうことやなくしてですね。当然まあ、行政が政策の中で強く推し進めながら出てくるものだと、私は思っております。この新規就農者については、まあ、たまたまこの五桂池ふるさと村のなかで事項として出てくるわけですが、これはもう、ここでこう上げてるんで、もうP F Iなんだということではなくてですな、これはもう私がこう農政に対して強くいつも質問してるわけですが、この辺は町長の普段からの、平素からのですな、農業に対する思いもありますんで、よく理解をしておりますが、町長の方からもまあ、これは新規就農者に対しては引き続き強く政策の中で押し進めていくんだと言うことを、また決意なり、教えて、聞かせていただいて、したいと思いますんで、町長のお考えを聞かせてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） はい。木戸口議員おっしゃっていただいた、その中へどうした形で取り組んでいくか、また、私の農業に対する政策はこれとあと今一生懸命、担当課にも尻を叩いて進めてます有機農業。特に、有機堆肥の方の事

業もありますので、こうしたことも一緒にやっていたらということをお互いから協議して進めていきたいと思っております。はい。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 以上で、質問を終わります。

○議長（坂井 信久） はい。木戸口議員の一般質問が終わりました。ここで、休憩を取りたいと思っております。再開は10時15分から再開をいたします。

（ 10時7分 ）

（ 10時15分 ）

○議長（坂井 信久） それでは、会議を再開をいたします。

傍聴人がございますので、改めて、傍聴人に申し上げます。入場後は、お静かにお願いをいたします。

特に、携帯電話は音の出ないようによろしくをお願いをいたしたいと思っております。録音機、カメラなどの録音・撮影は、議長の許可を得た場合を除き、禁止といたしておりますのでご理解をいただきます。

また、拍手や会話などは慎んでいただきますよう、ご静粛にお願いをいたします。議長が傍聴になじまないと判断した場合は、退場をお願いする場合がございますので、ご理解を願いたいと思っております。

（9番 前川 勝 議員）

○議長（坂井 信久） それでは、2番目の質問者、前川議員の質問に入ります。

前川議員。

○9番（前川 勝） それでは、2番目に一般質問をさせていただきます。今回2点の質問を一問一答方式でさせていただきます。統合される保育園の在り方及び課題についてということと、もう1点、上下水道事業の今後について、ということでお伺いをさせていただきます。

○議長（坂井 信久） よろしいか。私の方から、前川議員の一般質問の通告書の中で少し、中の文言が変わってくることもございます。議長のほうでこれを許可を致しましたので、少し中の事項等について発言が違うか分かりませんが、議長が許可いたしておりますので、内容については変わらんということでございますから、よろしくお願ひしたいと思います。

○9番（前川 勝） はい、ありがとうございます。議長の配慮に感謝申し上げます。今回2点の質問をさせていただいておりますが、1点目の前段階という前段階と問1の文章中、重複する言葉表現について変更させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1問目の統合される保育園の在り方及び課題についてということで質問させていただきます。昨年4月より西外城田保育園が園児数の減少により、結果、休園となり、現在公立4園、私立1園で町内保育が行われております。これまでに保育園の統合を進める話はありませんでしたが、そのようななか、昨年11月7日の議会全員協議会におき、多気地域4園の天啓公園への保育園建設が突然発表されました。

また、12月13日全員協議会で、ええまちづくりプランアクションプログラムに令和5年度、6年度で造成工事費2億円、建設費15億円の計画が示されました。保育園統合も、少子化によりいつかは止む無しと考えられていた部分もあるわけですが、統合の必要性や方法の深い議論のないまま、なぜこんな大きな事業を計画性なく突如決められたのか。その後、議会には全協で説明があり、保護者には統合発表後、急遽説明会をされました。保育園の統合の必要性や方法についてのことや大きな費用もかかり、町民とも共有し理解いただく上において、改めて町長の見解を求めるところです。お願ひします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） それでは、私の方から回答させていただきます。まあ、冒頭の方にもちよっとありましたけれども、突然という言葉もありましたけれ

ども、これまでの一般質問をはじめ、私の三期目のときの所信表明、それから四期目のときの所信表明。いずれのところにおきましても、そういう説明なり、回答をさせてもらっております。平成 29 年の 9 月には、もうだいぶ遡りますけれども、議員の方から一般質問の場で保育園統合の必要性についても、中身は若干違いますけれども、触れられております。

また、平成 30 年 3 月。これも議員の方から、一般質問で、統合についてなぜ必要なんや。それから、どこにするかこういった質問もされております。これももうあの議会の一般の場というのは、議員の皆さん同じ立場で、共有されておりますので、私どもはそう捉えております。前川さんが質問されたで、前川さんだけのもんやということではないと思うんで。で、どこにするかもその質問の中で、私は回答させてもらっております。

まず必要性につきましては、総じて言えば、保護者のニーズに答えていこうというところであります。この時も、場所は天啓公園のなかの児童館の前やというのを当時、答えさせてもらっております。で、財源については、特例債を活用していきたい、こういうことも申し上げております。

それから、特に私の昨年四期目の所信表明の中で、私は三期目の時の所信表明の中には主要政策目標には入れてはおりません。で、四期目の時には、7 点目にかな。小学校と保育園の統合っていうのを進める、推進していくということで、強く打ち出させてもらっています。特に、3 月 9 日、昨年の所信表明ですけれども、これに対して議員の方から再度所信表明に対する質問というのをさせてもらっております。この時にも、私の方で答えさせてもらっております。その内容というのは、子ども・子育ての計画のなかで、保護者を対象にしたアンケート調査をやり、核家族化、共働き家庭の増加で、保育の低年齢化や未満児保育の希望の増加、集団保育ができない、こういったことをあつたということで説明をして、これからの保育園統合に取り組むと強く説明させてもらっております。こうしたプロセスを経ておりますので、なんの予告もなしにとか、突然とかいう言葉はあたらなと思います。突然という言葉をご存知やと思う

んですけども、なんの予告もなしにいきなりとかそういう意味になりますので、その辺の方を私の方から申し上げたいと思います。

で、統合の必要性につきましては、今年の 11 月の 7 日に全員協議会で申し上げました通り、保育園の運営状況、それから保育ニーズにこたえるということが重要であるということをお願いさせてもらった。その中身については、障がいであったり、未満児であったり、延長であったり、早朝であったり、まあ幼児教育も含めて、こういうことを申し上げて、少しでも多くのニーズにこたえていきたい。そういうこと全部こたえられるかどうか分かりませんが、対応していくことが子ども・子育て支援の大きなことであるということも説明させてもらっております。あわせて、住民説明で、住民説明の意見を聞いてからということで、良い保育園を作っていきたい。こういうことも、議会の中で説明もさせてもらっております。

特にまあ、財源的なところで申し上げますと、保育所建設につきましては国の方もできるだけこれから民間でという思いもあつてか、現在の段階では補助金というのが受けられません。やろうとすれば、もう合併特例債、これは期限が令和 7 年しかありませんので、これを受けなければ町民の皆さんに、まあ金額は 15 億円、これは推定ですので違いますけれども、一人生まれたての赤ちゃんから、もう高齢者の方まで、一人 10 万円を超えるような負担をしてもらわなければならぬ。これは、町を預かる責任者としては、どうしてもやらなければならぬ。これをほっておいたら、かなりの負担をみなさんに強いてもらわなければならぬので、これは進めなければならぬということで、色んなご意見もありながら、進めさせてもらってきております。

特にまあ、前回の全協でも申し上げましたけども、計画地に未買収地がありましたので、これは年末から職員、私も行きますって言うんですけども、現在ではいいということで私は文書で本人さんに、地権者に申し上げて、なっとか用地買収をとということもやったんですが、これは見通し立たなくなりまして年末から年明けにかけて、協議をやりましたけどもだめってことになりました

ので、思い切って除外とうことで、議会の方へ保育園統合をこの場所にしますっていうのをあげました。まあ、こんな経過がありました。最後に触れておきますけども、他の議員さんから色々ありましたけども、造成費が2億円、建設費が15億円っていうのは、推定であり、これ副町長が申しておりますけども、この数字をあんまりあげてもらいますと、一人歩きをして15億円かかるんやと造成費も2億円かかるんやということに、議会の皆さんも町民の皆さんもとらまえられると困りますので、あくまでも推定です。これから、設計入って、建築の計画段階に入るといことになりますので、できるだけこの数字につきましては、多くのお金がかかるという表現でできれば言っていただきたいし、我々もそういう表現をしたいということでもありますので、ちょっと質問の中に他の議員さんもありましたけども、2億円15億円とか出てましたんで、これは副町長、去年の12月かな。議会で、全協で言うてますように、推定でありますので人数からいくとこんな程度やということでもありますので、今後のことでもありますので、ぜひこの数字につきましては一人歩きしない。お互いに気を付けていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 私町長からお話しされとったことは伺っておりますので、そのことを議論したいというふうには思っていないわけであります。心配することは、今も2億、15億ってお話しされたのも、これは行政から出たアクションプログラムにかかれていた数字ですので、議会からどうのこうの言ったわけではございませんので、そのへんはまた行政から出た数字でしか私ども、お話しできませんのでそのようなことで、させていただいた。まあ、弁解ですけども、そういうふうにしていただきたい。私どもが出した数字ではないとうことでお願ひします。

それといいますのは、こういう子どもたちのことであつたりですね、行政のことはやはり町長おっしゃられるこのアクションプログラム、3年で改定して

いくようなものではない、代物ではないんじゃないかなと。やはり、この基本構想であつたりで、もう1年2年かかるとような大きなものであるわけなので、その辺はやっぱり長期的なプラン、計画の中でしていただければ、今のおっしゃっていただいた合併特例債についても、70%、国から工事費の95%のうち70%は補助をいただけるという、これは補助というか借金ですけども。そういう形になるっていうのは、もう当然もっと早くから分かっていることなので、これがまあ、今になっていうのもあれですけども、2年前3年前に町長が腹を決めてやられていたならば、もうきっちり7年までには計画も進んだという部分も考えますと、常々議会もお話ししております総合計画的な町の大きな、大きなことは総合計画的なプランをもって進めていただくとスムーズに進めていただけるし、財政状況も鑑みながらやっていただけるんじゃないかなというふうに町長に今のお言葉を聞いて、そのように思いました。まあそれと一番大事なものは時間的に無理をすると、せつかく子どもたちのために良い保育所を作ろうとするけども、時間に追われてしまっているものというか、そのまたこの後でも出すんですけども、突貫的な工事とか色んな事が起こってしまって、充分、あの大事なものが置き去られていくのではないかなという危惧をいたしましたので、この1問目を質問させていただきました。

その中で、もう1点だけ町長がお触れになられたですね、12月13日の全員協議会でお触れになりました。もしかしたら民間にという話になる可能性もあるということをまあ、言明しておられるんですけども、そのようなことはないはずだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 前川議員の方から、もっと計画的にという、まあその先のその部分をちょっと言わせていただきますと、平成30年に私はあの三期目のスタートを切りました。その時には、主要項目の中に挙げておりません。で、今言いましたように、そのときは所信表明の中の一般質問を受けての一般質問

の中で、議会の中から出た質問に、場所はどこにするんやとか、そういう事で私は触れさせてもらいました。その時は、これは今議員おっしゃられたのは結果論を見て言われるだけであって、そのときはまだ用地の中に、用地2筆が残っていましたので、そのうちの一筆をその後、買収ができました。その後、残りの一筆がなかなか、あの難航しておりましたので、いきなりそこを出すわけにはいきませんので、その協議を昨年未まで、年をまたいでまで協議をやったんですけども、なかなか用地は難しく、それが確定せんことにはここでやるんやということはなかなか難しい。打ち出せませんので、今、最終的にこれはもう期限的に間に合わないということは、前回の全協でも申しあげましたように、ものを進めていくのに間に合わない。で、そういう今、方針を出させてもらいました。くどいようですが、ほっとったんではありませんし、突然でも僕はないと思いますので、それを申しあげたい。

で、民間委託をできればしたいというのはちょっと、それは民間事業者さんにも打診はいたしました。けど、今からその部分協議をやると、とてもじゃないけども時間的に間に合いませんので、もしかしたら途中で、あの部分的なことをできるかもわかりませんが、もうあの町でやれと私は指示を出しまして、あの今、そういう段階に入ってます。まあ、いろんな外部との協議やそんなんがありましたので、前回の議会でも色々ご質問やご意見をいただきましたけれども。政策上やらなければならんってなりましたので、これはほっとしまうと、本当に子どもの子育ての関係から遅れてしまいますので、口では言える部分があるかわかりませんが、実際運営やっていこうと思うと議員おっしゃっていただいたように、いろんな分野がありまして、大変な部分がありますので、今こんな状況でありますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 2問目に入ります。続きまして、建設に向けた現実的な問

題として、開発申請、造成工事、基本構想、基本計画、基本設計、実施計画が今回の流れと考えておりますが、この流れだけで通常2年余り必要と考えられ、時間的に令和8年4月の開園ができるのか危惧するところですが、見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） はい。この質問につきまして、私の方から答弁させていただきたいと思っております。確かにおっしゃいますように、ちょうどあと丸3年あましの期日となっております。

そして、この事業はですね、議員のご質問にございますように、開発の変更、許認可、そして造成工事で企画調整課が受け持つこととなります。そして、基本構想、そして基本計画はですね。あの設計、建築の設計に関しましては、健康福祉課が担当することとなります。ですので、両方の連携が必須となってまいります。あの、まあ目標としましてはですね。年内中、今年ですね。年内中には開発許認可。そして、来年の秋ぐらいには造成工事完了というふうを持って行く必要が、これ必ずあります。

で、これに基づきましてですね。あと並行して基本構想、今現在健康福祉課の方で取り組み始めましたけど、ソフト面、そういったものも含めてですね。それを建築に反映していくための準備も並行して進めます。そうしたなかで、ちょうど丸3年後ぐらいにはもう完成していなければ当然引っ越しもできませんので、そんなふうに進めていきたいと。そのためにあの連携はもちろんやっておりますけど、その体制づくりもですね。中の体制作りですけど、合わせて進めていきたいというふうと考えております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。まあ、そんな中で、この全てが基本構想も大事だっ

ていうのは、木戸口議員からもお話もあったし、もう皆さんが心得ているところだと思います。そんな中で、3年で今も説明がありましたけども、まあ造成、土地の話が今町長から答弁いただいたんですけど、その話も聞きたいなと思っただんですけど、一筆はだめだったということで、そのままあの中に残るということで進めるということによろしいというふうに思います。

それと、もう1点。今、急いで作る突貫工事という部分でですね、これ辞書で開いてみるとですね、工事工程に余裕がなく、異業種が入り乱れて工事を行うと。ただ間に合わすということしかなく、制度・安全管理などの根本的な必要事項がなおざりになります。したがって、出来上がったものは醜い物件が多いという場合が多いというようなことが書かれております。そういう意味では、ただメリットもあるわけですけれども、メリットはまあ、それを貸す業者の人たちにとっては早い工事してもらって、早くできて、早く賃料をもらうというこのメリットがあるというふうなことを書いております。そういう意味ではしっかり進めていただいて、3年という期間しかもございませんので。その辺の間違いのないように進めていただきたいなというふうに思います。

次へ移ります。続きまして3番目、昨年。

○議長（坂井 信久） 久保町長。

○町長（久保 行男） はい。今議員の方から突貫工事でおっしゃったんですけども、それは議員がおっしゃられて、うちの方から突貫工事って言ってませんので、ちょっと誤解招いたらあかんと思いましたので。そんな、ちゃんと工程に基づいたルールで工事をやりますんで。はい。

○議長（坂井 信久） 前川議員。

○9番（前川 勝） 申し訳ございませんでした。ただ、期間的に時間的に突貫という部分を、言葉を使ったまででございます。

はい、3番に入ります。昨年11月末から12月初めに、4地域5会場で、参加人数94人の保護者に統合説明会として開催されました。全体のさまざまな意見の抜粋資料を頂いておりますが、まず突然の説明会に参加された保護者の

受け止め方につき、担当課としてどのように感じられたかお伺いたします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先程の質問にお答えいたします。もう決定なのか。なぜこのタイミングなのか等の言葉が聞かれた会場もございました。説明会をお知らせした配布文書におきまして、内容が多気地域にある公立保育園・子ども園の整備についてと記入していたこともあり、具体的な心配事についての意見が多かったように思います。今回の説明会は、まずいち早く統合していくという方向性を保護者にお示ししたいという思いで、具体的な構想、コンセプトを作るまでに保護者にお知らせした会であり、今後基本構想コンセプトを作っていくための保護者の意見を抽出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ええ、まあ、今後またアンケート等で進めていただく。まあ、これは新聞等報道等でもありましたけども、佐奈保育園で調べられて、町長との対談っていうか、対面もされて、されていたかと思うんですけども、その辺まあ保護者のお気持ちをですね、汲んでいただいた進め方をぜひしていただきたいなというふうに思います。次に入ります。

4番。説明会の意見の抜粋資料には、例えば障がい児の枠組みのクラスの要望、道路、駐車場の心配、人数が増えることによる保育士と保護者の意思疎通の難しさ、遠くなり送迎の負担が、負担増のほか、まだまだ沢山あり、すべて切実な問題だと思えます。その中に令和8年度に統合保育園を入園して卒園。翌9年度には別々に分かれ、四小学校入学となり、そして翌10年度、小学校統合で再度統合となり、子どもが可哀想との意見があったが、当局はこのことをどのように捉えられ、考えられるか見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

学校統合は令和 10 年を目指しますので、一年間は統合していない状態で、小学校へ通学することになります。小学校の統合には時間がかかり、まず保育園を統合すると決定いたしましたので、統合保育園において最終年齢のクラス編成においては、同じ地域のお子さんを同クラスにするなどの配慮をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9 番（前川 勝） まあ、このことにつきましては、そういう形でやっていただくってことですけども、やはりこれも計画性にのっとって、うまいこといってたら、こんな空白の一年というか、変な形にならなかったのではないかなというふうな思いも私の中ではございます。まあ、今後については保護者の皆様の、先程も言いましたけれども、いろんな形の思いであったりを受け止めていただきたいなというふうに思います。次へ入らせていただきます。

5 番と致しまして、町内保育の形態が 4 園の統合にあたり、認定こども園とする説明がありました。私立保育園・保育所が幼保連携型認定こども園となっていて、そして勢和保育園は保育のみで幼稚園、教育機能がなく、町内統一した保育形態にならず、このことが子ども達の不利益を生まないのか心配するところではありますが、当局の考えを伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 国の動向と致しましては、保育園機能と幼稚園機能の一体的に提供する認定こども園を推奨しております。今回、津田認定こども園を含む統合でございまして、認定こども園とすることが適切であると考えております。

また、勢和保育園についても国の動向を見ながら認定こども園の形態にしていくことも適切であると考えます。令和5年4月より子ども家庭庁が設置され、その中でどのような方向性が出てくるのか注視しながら変更して行くことも視野に入れ、検討して行きたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ええ、まあ、この私立もあるわけで、この3つの形で今も言ったとおりなんですけども、今度統合保育園はもう認定こども園の保育系という形に、この前伺ったかと思うんですけども、その辺の勢和保育園は普通の保育園のみで、まあ今も変えていくこともっていうようなことも話されましたけれども、そこでまずは違いが起こってくるわけなので、そこらへんの教育という部分が入る保育園もあれば、認定こども園なのに勢和保育園についてはそのことがない通常の保育園の形だということですが、それとまあ当然、ゆたか園については幼保連携の認定こども園ということで、また違う形を進める。多気町の子どもたちが3つの形の保育の状況におかれると。その辺のことがですね。子どもにとって悪いことが起こらないのか。悪いことというか、スムーズなこの保育の状況が保たれるのかというところへんを心配危惧するわけですが、いかがでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） まず、保育園は保護者が選ぶところでございます。保護者が自分の子どもさんにどういう保育が必要か、どういう教育が必要かということを考えながら、中には町外の幼稚園等も選んでみえる方もみえます。

で、今回、勢和保育園がまあ、このまま勢和保育園、今の現状では勢和保育園で、あとまあ認定こども園化していくっていうようなお話の中で、平成30

年ですね。幼稚園教育要領、また保育所保育指針幼保連携型認定こども園教育
保育要領のこの三法が改正されております。それによって、幼稚園、保育園、
認定こども園のいずれもが幼児教育機関と位置付けられ、同程度の幼児教育が
受けられる施設とされておりまして、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を
共通して持っております。日本の幼児教育のあり方がこの年度で統一し、明確
化されております。

現在当町の保育士においても、こちらの保育要領の改正におきまして、年間
計画・指導計画において、教育も含めた保育を実施しております。幼児期の終
わりまでに育ってほしい姿、こちら十の姿っていうのがあるんですが、これ以
外に特色を持たすのは設置者の裁量として可能ですので、その検討も必要かと
思いますが、一定の幼児教育の担保は今保育園も認定こども園も幼稚園も同じ
ように実施されているという現状をお知らせさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい、あのまあ、一定の水準が保たれているということ
ですけど、まあ、あの無いと思えますけども、勢和保育園に通わせている保護
者の方が統合保育園は、そういう統合保育園は形が違うから、私たちもそっち
に入れてほしいわなんて言うことはないと思えますけれども、そういう事があ
った場合、いかがなされますか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） あの、現在もあの勢和地区が違う地区に、違う
ところの勢和保育園以外の保育園に行かれてる方も、中に、ちょっと人数まで
は把握してませんが、みえると思えます。その傾向は、今までの西外城田地区
や津田地区にも相可の保育園に行かれたりとかっていうのもあるので、保育・
保護者の希望に沿った受け入れをなるべくできる範囲で、していくという方向

で、今保育園の子どもの希望調整をしているような状況です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ぜひですね、多気町内で育つ子どもたちは同一された保育を受けれるようにしてあげてほしいなあというふうに思います。まさかこんな勢和の保育所の行っている子どもたちがみんな統合保育園に行きますなんてことはないでしょうけども、ぜひそういうみんな一緒のレベルっていうか、形で受けれるように私は望むところです。次の質問へ入らせていただきます。

6番といたしまして、今後まだ先の問題ではあるわけですが、ただまあ、西外城田保育所、保育園が廃園ってことも今出ているわけですが、誰もが気になる統合後の跡地利用について、どうするのかとの話がたくさん聞かれるところです。それぞれの跡地の利用の考え方については、地域はもとより、さまざまな英知を深め、集め、深く検討されたいと思うし、そこには多気町公共施設等、総合管理計画にも関わり、将来に向け無駄にならぬよう進められたいが見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 久保町長。

○町長（久保 行男） 跡地利用について現在のところ決めてはおりませんが、これから皆さんのご意見も聞きながら、町民の皆さんのご意見も聞きながら進めていきたいと思えます。ただ、相可保育園につきましては、学校統合との関係がありますので、放課後児童クラブ、相可地区の放課後児童クラブにしていければと私は思っております。で、残りの西外城田は廃園になりますので、現在、児童発達支援センターのご意見もいただきながら、発達障害の子どもたちとかそういった形に、これからこれも今もちょっと一部利用されておりますので、あそこをなくしてしまっただけではいかないので、そういう形で作って使っていければと思えますので、このまうまく進められたら佐奈保育園と津田保育園を特にこれからどうしていくかということにもなるかなと思えます。ということで、現在確定はしておりません。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。まあ、確定、今確定はしておらないという町長の発言があったわけですけど、まあ西外城田については閉園していたから、まあ今回廃園ということで、これもまあ、非常に突発的で、あの驚いたという、廃園になることができますね。この統合をいってるときになんで廃園なんってぼくも思いました。あの普通、一般的にはそういう感覚で、みんな思ってるんじゃないかなど。まあ充分ね。まあ、行政の、町長言われる行政の中では練っておられたのかもわからんですけども、私たち、私にとってはそれを伺ったのが、今回初めてでですね。ええ何でこんな統合、統合って一生懸命やってる時に廃園なのっていうことを伺った次第です。そういう意味においてですね。佐奈にしろ、今の津田にしろ、相可はそう私、町長の言われるそういう使いかたというか、今後については非常にあの有意義に使える部分だし、なんですけども。ただ、給食センターがもったいないなっていう思いはありますけども、まあ、それについては十分相可は使っていっていただけるんだらうなというふうに思いますが。今後については、佐奈にしろ、津田にしろ、しっかりですね。あの、練った形のことにしていただきたい。

それと今、申し上げました、このええ多気町公共施設等総合管理計画っていうもの、全体の床面積を整理できるものは減らしていったというようなこともあのあるわけですので、その辺も踏まえてですね。また、その相可にしろ津田にしろ、若者向けの土地になんか利用できれば、これまた素晴らしいことだなあっていうふうに私は思うわけですので、その辺の利用、今後の利用はしっかりと議会にも下ろしていただけるようにしていただきたいし、というふうに思いますが、いかがですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 前川議員がはじめの質問の時にも申し上げましたけれど

も、できましたら、突然とか突発的にとかいう言葉は控えていただきたいと思
います。なぜかと言いますと、どの時点で、どの時点が突然なんか。物事を出
すのに、いつかの時点でこれこういう形で進めていきたいというのを出さない
といけませんので。その時に突然やって言われますと担当課も含めて、我々も
含めて、あのできるだけ議論して行きたいと思います。それから、議員おっし
ゃっていただきましたけれども、これから残った学校もそうですし、保育園の
跡地もそうですけど、議会の方からも議員の方からも、こうやってやったらど
うってというのは、やっぱりいろいろ出してもらわんと、我々のやったやつをわ
っていただけやなしに、議論していく。これが一般質問も含めて政策論議やろ
うということになってますので。そういうことでお願いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 跡地利用については、ぜひよろしくお願ひしたいと思いま
す。続いて、次に入ります。

2問目の質問に入ります。上下水道事業の今後についてということで、質問
させていただきます。上下水道事業の今後について令和3年度決算で、各々の
企業債が水道22億5000万円、下水37億7000万円の借金があることや今後、
更新工事費用もかさむし、さらに人口減少や一層進む節水型設備等の要因によ
り企業経営を圧迫すると考えます。対応として、単純にどんどん使用料を上げ
ることは難しいし、資金繰り、資金繰り入れも限度があり、八方塞がりである
と思われます。

しかし、絶対に事業を止めるわけにはいかず、継続して行かなければならな
いと考えます。そこで今後の上下水道事業の事業につき、町民対象が故の難し
い企業経営であるわけですが、重要な点をどのように考えられるか伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

中出上下水道課長。

○上下水道課長（中出 賢一） それでは、お答えさせていただきます。まず公

営企業というものは、受けたサービスの対価として料金を頂き、そしてその料金収入をもって運用するというのが原則でございます。原価の高騰や資本費の増加等により収入が不足するのであれば、料金の改正をしなくてはならない。これが基本だと思っております。

しかしながら、コスト削減等は必要と考えております。現在、多気町におきましては、施設の統合、これは勢和地域の改修事業をやりましたけれども、南勢水道から受水1本に絞り、それから施設の統合を計って施設の数減らし、維持管理費の削減を図っております。

そして、今後、広域連携などコストの削減を模索しているところでございまして、料金システム等の共同化というものも図っております。これで一部のコストも削減をできると考えております。

しかしながら、上下水道事業といいますものは、典型的な装置産業でございまして、総支出に含まれる固定費というものが90%以上を占めてくるということでございますので、なかなかコストの削減というのも非常に難しいということとなっております。この問題につきましては、多気町の事業体だけで解決できるものではないというふうに考えておきまして、今後は三重県内での広域化、いろんなことも考えながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 中出課長、これまで上下水道事業長く携わってこられたわけですけれども、まあ今の言われる県も含めた広域でのことが重要な点であると。ただそのひとつ思うことは、確かに、あの住民のみなさんにお願ひしなきゃいかん。要は水道料にしる上げなければ、企業経営は成り立たない。という部分がまあ、もう今もおっしゃったとおりですけども。そういうなかでの、今後町民に求められることはまあ、料金を上げることになるのかなというふうに考えるわけですけども、ここが難しいからどうしたらいいのかなというふ

うに私は思うところですけど、そこに関して、課長、もう一度思い、考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

中出上下水道課長。

○上下水道課長（中出 賢一） 料金を上げるのは難しいとおっしゃられますが、じゃあ、この料金をいただかないと事業は運営できません。となると、どうするかっていうことになりますと、一般財源を入れる等の話になってまいりますと、他に使われる税金を水道事業・下水道事業に投入しなければならないということになり、それも町民の皆様に降りかかってくるということになります。上下水道事業におきましては、町のものだけというふうな観点ではなくみんなのものであるというふうなことも考えていただきまして、その部分運営にかかる費用というのはやはりみなさんで担っていただければ運営をしていくことができないと考えております。

その中でもいろんなことを知恵を絞りながらやっております。私としては、今後どんなかたちがいいか考えますと、三重県1本というのがめざすところではないのかなというふうに考えており、今現在も県も含め三重県内の水道事業体でもその内容を協議しており、平成30年の法改正によりまして、基盤強化を求めるということで、国の方からも県に対して、協議会等設置を促し、今後を見据えながら進めるようにということになっておりますので、それに従っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） この水道・下水事業について、今答弁いただいたわけですけども、今後の進め方について町長の考え方はどのように考えられますか。お伺いいたします。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。久保町長。

○町長（久保 行男） 担当課長申しあげましたように、これからあまり全部一般財源から投入ばっかということもいかなものかと思imasので、その内容につきましては担当課も課長申しあげましたような形で進めていきたいと思imas。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂井 信久） 以上で、2人の通告者の一般質問が終わりました。

7日は松木議員の一般質問から行います。

本日の会議はこれにて散会といたします。ご苦勞様でした。

（ 3月6日 10時57分 ）

（3月7日 9時00分 ）

○議長（坂井 信久） 日程第1 一般質問2日目に入ります。

注意事項は、前回申しあげましたので敢えて申しあげませんが、言論には議員としての節度を持って臨んでいただきますようよろしく願いをいたします。そして、本日今日の2番目に藤田議員が登壇をして発言するということが昨日皆様方のご了解をいただきましたけれども、欠席でございますので本日の最終番の藤田議員については今回は一般質問なしと、こういうことをご了解をいただきたいと、こんなふうに思っております。

（5番 松木 豊年 議員）

○議長（坂井 信久） それでは、4番目の質問者。3番ですな。変わりましたので、3番目の質問者 松木議員の質問に入ります。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 日本共産党の松木豊年です。一問一答方式で、加齢性難

聴者への補聴器の購入補助制度の創設について、保育園の統合及び保育士の配置について、香肌奥伊勢資源化広域連合次期ごみ処理施設について、質問をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、加齢性難聴者への補聴器購入補助制度の創設について伺います。難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因となっています。

我が国の難聴者は、推計で1430万人。日本補聴器工業会調べであります。1430万に対して、補聴器所有者は約210万人と極端に低くなっております。その主な理由は、障害者手帳を交付されない中等・軽度の難聴者には、購入にあたって公的な補助制度がないため、日常生活に不便を感じながらも1台5万円から50万円すると言われておりますが、高額な補聴器を購入できないことにあります。

加齢に伴って聴力は変化します。一般には、50歳代になると高い音が聞こえにくくなって、70歳代では、音が大きくても高い音が聞こえにくくなってくると言われております。このような加齢性難聴は誰でも起こる可能性があります。加齢性難聴者への補聴器の購入補助制度の創設に関して、以下質問いたします。

まず、加齢性難聴は、60歳代前半では5から10人に1人、60歳代後半では3人に1人、75歳以上では7割以上が起こると言われています。愛知大の内田先生等が、学会誌に報告されています。それでは、多気町内では、どれくらいの方が難聴でなっておられるのか、お分かりでしたら説明をしてください。

また、介護保険の認定調査での聴力検査の結果があると思います。そうしたデータも説明をお願いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民課長（高山 幸男） 先ほどの質問について、回答させていただきます。

介護保険において、介護認定調査員が面談で行う調査の際の難聴者というのを拾っております。認定調査員が調査するのは、聴覚検査機器、オーディオメータ

一等を使ったものではなく、調査員が対象者の方と面談をした上で、聞き取りについて評価するものでございます。介護保険は、介護用品や介護サービスの適用、介護サービスに適用されますが、補聴器は介護用品ではなく、医療機器になりますので、介護保険の適用はございませんが、その方の状態を把握する上で調査するものでございます。年間の認定者数が 985 人中、直近で普通の声がやっと聞き取れる方については 271 人。大きな声なら聞きとれる人は 104 人。ほとんど聞きとれない方は 6 人。全体の調査員に占める割合としましては、38.7%となります。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） そうしますと 985 人。年間で、あの調査していただいて、聞き取りにくいという方が 38.7%という認識調査結果と。ただ、これはオージオメーターではなくて、聞き取りでの対面調査でのその評価ということだと理解してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

町内全体で、どれぐらいの方が難聴かというような資料というのはございませんでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） すみません。高齢者の難聴の現状ですが、中等度の難聴者につきましては、身体障害者手帳の交付とされておりませんので、数は把握しておりません。で、難聴含む聴覚障害による 65 歳以上の身体障害者手帳の新規交付と再交付を考えますと、令和 3 年で 6 人、令和 4 年で 2 名というような状況でございます。こちらは、聴覚障がい者 6 級以上ということで、聴力の両耳の聴力のレベルが 70 デシベル以上ということで、条件がそのようなものでございます。

以上でございます。

○5番（松木 豊年） あの、障害者手帳の対象になる6級以上という方になりますと、もう中等度以上の難聴レベルだっというふうに理解してよろしいんでしょうかね。あの、ちょっと資料を見ていただけますでしょうか。ええと、後でWHOの推奨している考え方をお示ししたいと思いますが、今資料で見ていただけますでしょうか。

すみません。

中等度難聴というのがこれ、北村先生の分類ですと40デシベル以上から69デシベルというふうになります。で、70デシベル以上は高度難聴というふうに言われているんですけども、この中等度の難聴の方、まあ程度も含めてですけども、医療的にはなかなか補足されないでいるという状況があります。従って、加齢に従って少しずつ難聴が現れてくるんですけども、これがなかなか日常の中では掴むことができなくて、そのままにされているというような状況があるわけです。それで、次の質問の中身に入りますけれども、WHOはですね、この難聴が中等度の方たちに対して、補聴器を積極的に使用するということを推奨しているんですけども、日本では欧米諸国に比べてこの補聴器の所有と使用は大きく遅れているというのが実態であります。自己申告の難聴者の方における補聴器を所有している率は14.4%にしかないと言われておりまして、実際に補聴器を持っていても使用している人になると14.4から13.5%に減ってですね、アメリカでは30.2%、ドイツやフランスは34%ぐらい、イギリスが42%というふうに、そういう調査結果もありますけども、いずれにしても日本と欧米諸国との差は非常に大きいというふうに言われています。

この中等度以上の難聴者がですね。補聴器を利用することは、まあ言うまでもなく、外出先での危険を回避したり、あるいは災害時など警報器が鳴ってもその情報を的確に知れないような場合が想定されますので、補聴器を付けることで、そうした危険を回避したり、情報をしっかり把握していくということで、有効であることは言うまでもありません。最近では、認知症のリスクを低減していく大きな要因にもなるということも明らかになっておりますし、QOL生

活の質の向上や健康寿命を延ばしていく上でも効果が期待できるものであります。結果として、医療費や介護費用を抑えることにも繋がるわけであります。このようなWHOの補聴器を使用する、このことを推奨しているということについての基本的な見解を伺いたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

2015年に厚生労働省が公表した認知症施策推進事業戦略、いわゆる新オレンジプランにおきまして、認知症は、難聴は認知症の危険因子、危険因子の1つとして挙げられております。2016年から国立長寿医療研究センターを中心に研究が開始され、認知症制圧のためのさまざまな研究が展開されているところでございます。難聴と認知症の関係は、徐々に明らかになってきております。そして、難聴への対策を早めに行うことで、認知症機能の低下を少しでも遅らせることはできないかという視点で注目が集まってきております。

しかしながら、難聴になると、必ず認知症を発症するわけではないとも言われております。このような中、いくつかの研究におきましては、難聴は認知症の診断に関わりを持つと考えられているのも事実でございます。難聴の方が会話の相手に何度も言葉を聞き返すことを躊躇い、会話が消極的になり、それが社会との孤立となり、結果といたしまして認知症のリスクにつながるというものでございます。このことから、加齢性難聴については、なるべく早期に加入して聴覚刺激を増やすことで、脳の活性化が出来る可能性があると考えられており、したがってリスクへの早期介入という意味ではWHOは41デシベル以上中等度以上の方に補聴器の使用を推奨していると考えます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

○5番（松木 豊年） あの、認知症とその難聴者のその関係については、最近の知見が広く、色んなところで発表されていますので、ちょっとその資料についてもご覧いただきたいと思います。

これはたまたまですけど、1月のNHKのニュースで放送された中身です。2020年の報告書ですけども、イギリスの医療雑誌『ランセット』、これはもうかなり世界的にも権威のある、まあ、この『ランセット』っていう雑誌に掲載されること自体が、もう医学的にはかなり評価が高い雑誌の1つで、私はあの、現状を読んだわけではないんですけども、たまたまNHKのニュースを耳にすることがありまして、45歳から65歳で聴力が低下すると認知症のリスクがそうでない人に比べて1.9倍、ほぼ2倍に近い、その危険性があのあるという調査結果が、その『ランセット』の医学雑誌に論文として報告されたということでもあります。これはもう、医学的には認知症とその聴力の低下の関係っていうのはもう極めて因果関係が高いということが実証されたというふうに言っても間違いではないと思います。

先ほどオレンジプランの問題とか、日本でもその、そうした研究が進められているということですので、問題はですね、こうしたその軽度の難聴者も含めて中等度の難聴者になっている方をどうやって捕捉をして、それをカバーするための対策、特にその補聴器を活用していく。そういうことに繋げていくかどうかというのが問われているんじゃないでしょうか。

そして、その、ここで必要なのはよく補聴器をつけてもなかなか聞こえないので結局つけるのを止めたとかいう事例があると思いますけれども、早いうちに、つまり軽度のうちに補聴器を付けることで、調整する。うまく自分に馴染むような調整をする。そういう、その専門的なアドバイスを受けて、補聴器に馴染んでいくというのが、医学的にはそのリハビリの一環領域に入るものだとも言われています。かなり難聴は進行してからつけて、なかなかうまく使えないというのは、ちょっと、そうしたリハビリの効果はなかなか馴染めないような状況も見受けられるのではないかと。従って、早いうちに補聴器を装着していく。このことが求められているんだと思います。従って、補聴器をですね、購入するにあたって、色んな障害があると思いますけども、現状ではですね、あの公的な補助制度がありませんので、費用を軽減する対策の1つとしては、

先ず全国的にも補聴器の購入にあたっての費用を補助していく。補助するので、気軽に早く使いましょうよ、というようなその自治体が広がっております。多気町でも全額でも出す必要は僕はないと思います。先ず、大勢の方にそうした補聴器になじんでもらうことが大事だと思いますので、そうした視点も含めて制度を創設していくべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどの質問にお答えさせていただきます。現在、障害者総合支援法に定める補装具支給制度におきましては、先ほども申し上げたように、聴覚障がい者6級以上ということで、41デシベル以上の中等度難聴の方には障がいの関係でも助成対象にはなっておりません。全国的には一部の自治体で助成を行なっていることは存じておりますが、手帳を所持していない方の助成につきましては、難聴を含め、老化に伴う身体機能の低下に対応した社会生活上の支援を行うことの費用対効果や、また今後の研究結果を見極めながら検討していく必要があると考えます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

○5番（松木 豊年） あの先ほども、ちょっと申し上げましたけれども、要するに難聴が進行してからの、その公的な補助制度というのは、障がい者として認定されてから初めてなるわけです。それよりもっと軽度の方の段階から補聴器を積極的に使用することが医学的にも、医療的にも求められている。これはだから、福祉の問題と医療の問題と今、制度が分かれていますので、医療的なケアとして、もう少し厚くしていく必要があると思います。

あの、医療費の問題に関わってお伺いしたいと思います。補聴器の購入費用についてはですね、一定の条件を満たすと、医療費の控除の対象になるというふうに伺っています。日本耳鼻咽喉科学会が委嘱した補聴器の相談員が記入した補聴器適合に関する診療情報提供書、これを書いてもらって認定補聴器技能

者がいる補聴器のお店ですね、店舗に提出して購入すれば、医療費控除の対象になるというふうに伺っています。

まず、この医療費の控除の対象になるかどうかについて、この制度、間違いがないか伺いたしたいと思います。医療費の、その控除の対象になるかどうか伺いたしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

上山税務課長。

○税務課長（上山 善也） ええ、それでは松木議員のご質問に答えさせていただきます。先ほど言われた松木議員のように、一定の要件を満たせば、医療費控除の対象になります。

以上でございます。

○5番（松木 豊年） 日本耳鼻咽喉科学会を委嘱した補聴器相談員の先生が書いていただいた情報提供書を指定された店舗に出して購入して領収書貰えばそれは医療費の控除の対象になるということでもありますね。

しかし、この制度はですね、意外と知られていないんです。あの、今までこの医療費の控除の対象になる手続き上のことでは、例えば、あの国民健康保険、私も入れていただいていますけれども、医療費の明細がその一年間でまとまって申告の、確定申告の際に送ってきてくれますけれども、こういった制度がありますよってというようなことが、広報だとかホームページなどで今まで告知したことがありますでしょうか。もしそうでなければですね。この制度、いい制度です。今後積極的にその広報だとかで、町民の皆さんにお知らせすることの必要性を私、感じるんですが。

また、併せてですね、自分自身がちょっと聞こえが悪いな、或いは、家族の方や知り合いの方にちょっと会話して、「耳ちょっと遠くなったんじゃない。」とか言われてもですね、聴力を気軽に調べるようなその機会がなかなか我々の生活の中にないと思うんですよね。ですので、そうした聴力を検査することを特定健診の項目に入れることだとか、公共施設の中で、そういうオージオメー

ター、聴力検査機を購入して、ちょっと異常じゃないかなっていうふうに思えば耳鼻科の先生に診察に行ってもらおうとかいうような、その聴力についてのもう少し関心を町民の皆さん全体です、高めていく、そういう啓蒙も必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。それぞれお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

上山税務課長。

○税務課長（上山 善也） はい。それでは、先ほどのご質問にお答えさせていただきます。松木議員言われるように、今回の補助器購入費用に関する周知等については、今まで広報誌等では周知の方はしておりません。今回、補聴器購入費用の医療費控除についてはですね、全ての補聴器が控除の対象になるわけではありません。松木議員のご質問のとおり、一定の要件を満たす必要がありますので、まあそういった内容を含めて、今後周知の方をして行きたいと考えております。また、特定健診の項目に関する回答につきましては、町民環境の課長の方から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 私の方から、健康診査についての項目の回答をさせていただきます。社会保険以外ですね、国民健康保険の健康診査については、メタボリックシンドロームに着目して、病気のリスクの有無を検査しております。また、その生活習慣病予防のための保健指導を受けていただくことを目的とした健康診査ですので、検査項目が省令で定められております。

現時点では、聴力検査を新たに検査項目に加えるという予定はございませんが、今後、聴力検査を受ける必要や必要性や効果について検証し、医師会との意見も確認しながら、健診対象者に対する有益な情報提供のあり方を検討していきたいと考えております。

そして、75歳以上の後期高齢者の健診につきましては、これは三重県後期高

齢者医療保険広域連合が行っておりますので、広域連合の判断に従うことということになります。

以上です。

○議長（坂井 信久） 松木議員。

あの再質問がある場合は、ちょっと手を挙げていただくか、議長と呼んでいただくかお願いいたします。

松木議員。

○5番（松木 豊年） あの、通告では触れておりませんでしたけど、もう少し我々の日常的に、こう気軽にですね、公共施設などでオーディオメーターなどを置いて聴力検査ができるような事っていうようなことについてはいかがでしょうか。そうした機械を置いて、各自、場合によっては担当者をお願いをして、気軽に検査するような、そうしたことは不可能でしょうかね。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

はい、森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） オーディオメーターにつきましては、操作する者も必要だと思います。で、そういうちょっと資格がどうかっていう辺りも、ちょっと今の段階では分かりませんので、またそこら辺を調べていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 松木議員。

○5番（松木 豊年） それでは、2番目の質問に移らせていただきます。保育園の統合および保育士の配置についてであります。

保育園の統合については、同僚議員も昨日質問をされましたので、いきさつ、その他については省かせていただいて、具体的な、もう端的な質問に入らせていただきます。

あの、12月の定例会に先立って、11月7日の全員協議会で町長から園の、保育園の統合についての説明をいただきましたので、その内容に関わって質問

をさせていただきます。あの、説明では、幹部会議において、小学校より保育園を先に統合していくということを決めたというふうに説明をいただきましたけれども、保育園を先に統合するというふうになった理由について、簡潔に説明をしてください。お願いします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

○町長（久保 行男） それでは、私の方からお答えをさせていただきます。一言で言いますと、相可小学校を建て替えるということが一言であります。内容につきましては、11月の7日、それから12月の13日の全員協議会でも、議員からのご質問に対して、まあ小学校統合にはまあ今の考え方ですけども、建て替えをする。まあ、多気中方式です。建てて、今ある校舎を壊すという形を考えておまして、そのことから小学校は相可保育園の運動場を一部取り込む形になるかと思えます。後ろにずらします。まあ、それに至るまでは、事務方のほうで南側、今の相可小学校の南側を広げるとか。それから、東側の田んぼを埋め立てて広げるとか、まあ、そんな案もあったんですけども、基本的にまあ、時間的にも、それから用地が買収できるかどうかというのもありますし、特に南側、線路側へ広げるとなると、JRと協議も発生してきますので、私の方の判断では、もう今の校舎を、校舎の後ろへ建てようということを進めております。

で、このまうまく計画通りいきますと、校舎が建てる頃には新しい保育園が出来ていますので、保育園を先やるということですので。で、保育所で、新しい保育所で、認定こども園で、子どもたちが保育、良い環境で保育ができますので、校舎を壊したり建てたりする時には子ども達は向こうに行っていますので、安心して保育が、新しい保育園で受けられるということで、先にやらないと小学校統合が前向いて進めないということになりますので、全協の時に申し上げましたように先に保育園を作ってから、それから学校へ入ることになります。

はい、以上です。

○議長（坂井 信久）

松木議員。

○5番（松木 豊年） そうしますと、こういうふうに理解すればよろしいのか。

ちょっと逆に私の方から、今町長の説明していただいたことを私なりに理解して、ちょっと確認させていただきますけれども。

小学校の統合については、用地その他でまだ不確定要素もあって、固めづらいいところもあるので、先に保育園を統合して、今の保育園を別の所に移して、別の所っていうのは今回、あの示されている所ですけど、移した方が色々工事の進め方やなんかについても不確定要素があっても、工期や工法、工事の進め方などについて、あの狭めて確定しやすいという、まあそういうことで先に保育園をっていうことになったという、こういう理解でよろしいんですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

○町長（久保 行男） はい。先に、あの新しい保育園を造って、後ろに相可保育園がありますので、移らないことにはということであります。で、あの相可小学校を建て替える方法っていうのは、もうこれが一番ベターかなと思ってますので。今から新たに、15,000 坪、20,000 坪近くの買収ちゅうのは、これも非常に難しいこともありますので、新しい場所を求めるっていうのも、もう学校用地としては無理であり、無理だと思います。それから、先ほど言いましたように、線路側に広げるとか、それから東側の田んぼ埋め立てっていうのも、これも一部住居もありますし、入ってくる道路も作り直さなあかんで、これも難しいと思いますので、今の考え方では学校を後ろへずらすというのが、一番安全で、一番経費のかからない手法だと思いますので、これからまあ検討委員会で細かいところも検討されると思いますけれども、大きく変わることはないと思います。

○議長（坂井 信久）

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。同じく、全協で説明頂いた中身に関連して質問させていただきます。保育園を統合するメリットとして、延長保育をもっと充実させたい、保育の低年齢化への対応、兄弟と同じ保育園に入れることができる、会計年度職員が正職員より多い状況の改善、認定こども園にして教育にも力を入れるという5つのメリットを説明の中で言われたけれども、この会計年度職員が正規職員よりも多い状況を改善すると、改善できるというメリットがあるということですが、具体的にはどういうことなのかご説明ください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えいたします。今回の統合によりまして保育士不足の解消を視野に入れたいと考えます。統合することにより異年齢保育の解消やクラス人員の適正化をすることになります。そのことにより正職員の比率が上がるのではないかと想定しておりますが、反対に保育の充実ということで、早朝、延長や休日保育のあり方によっては保育士の比率が大きく減少、変わることはないと思います。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 今、その正職員とその会計年度職員の比率というふうにおっしゃいましたけれども、会計年度職員が正規職員より多い状況というのは、これ、町長のご説明だったんですけども。多いっていうのは頭数が多いということの認識で言うておられたのではないかなと思うんですが。それを改善するというのは、頭数でその正規職員の方が頭数多くなるというふうになるという、こういうメリットがあるというご説明なんですか。そこが分からないので真意を。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○久保町長（久保 行男） あの課長を申し上げますように、それでいいと思うんですけど。あの、今会計年度任用職員の方がちょっと多いかな。ちょっと多いと思います。それはあの、バランス、園児数のバランスによって、あの非常に非効率な保育士の配置もなっていると思います。で、これから新しい保育所ができたときには今申し上げましたような、様々な保育ニーズに応えるために、できるだけ今の会計年度の方々も採用できればということになるかも分かりませんので、今から進めていますので、あまり確定的なことまでは言えませんが、今そういう思いでおります。今やってない保育サービスを、できればやっていきたいというところもありますので、これからあの今、働いていただいております保育士さんの活用もできるだけ継続していければと思います。ただ、全部が全部解決できるところはないかも分かりません。はい。

○議長（坂井 信久） 松木議員。

○5番（松木 豊年） これは、あの町長が言われたことそのまま私、復唱して質問をさせていただいているんですけども、会計年度職員が正規職員より多い状況を改善するというのは、正規職員の方が多くなるようにしますよということが、その改善すべき、された状況を意味していると思うんですけども。そうしますとね、会計年度職員の方が新たに正規職員になって、変わってですね。それで正規職員の方が多くなるというやり方も1つ考えられると思うんですけども。そうではないということその言われるのであれば、じゃあ会計年度職員が人数を減らすということになるんでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。久保町長。

○久保町長（久保 行男） あの、正規職員の数というのは一応条例で決められていますので、あの増えるちゅうことはない。はい。で、会計年度任用職員については、ニーズに応える部分でどこまで行けるかはこれから整理をしなければならんということで、今どんだけ減るとか、そんな所までは言及はちょっとできませんけれども、思いとしてはできれば少しでも減らせばと思いますけど

も、もう一方では、できるだけ多くのニーズに応えたいというところもありますので、この辺の整理をして行きたいと思います。

○議長（坂井 信久） 松木議員。

○5番（松木 豊年） ええ、少しその状況を改善するという意図について、その比率なのか、実際の頭数なのかについてちょっと、あのはっきりしないご答弁ですが、ちょっとこれ以上言っても話が煮詰まらないと思いますので、次の質問に移らせていただきます。これも現状の保育士さんの配置について伺いたいと思います。資料もこれも用意しておりますので、ご覧ください。これが2月9日現在の実際の多気町の中での保育園への保育士さんの配置の状況であります。表の上の所にあの配置基準を考え方が概ね0歳児の場合には、子ども3人に対して保育士さん1人、1歳児の場合は5人に対して1人、2歳児は6人に対して1人、3歳児が20人に対して1人、4・5歳児が30人に対して1人と、こういうあの配置の考え、基本的な考え方に基づいて、この現状のそれぞれの園の先生方の配置がされていると思います。基本的な考え方、基準についてはそうですけども、実際の、あの配置については色んな考え方がそれらに合わさっていると思いますので、それらの考え方についてご説明お願いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 当町の基準を松木議員の方から伝えていただきました。ええ、国の基準を基に1歳児に対しましては、国の基準よりゆとりを持たせて配置をしております。

また、この基準を上回らないように保育士配置をしていくなかで、年度当初は転入、途中入所等の予備枠も考えながら配置をしております。

また、発達の支援が必要なお子さんにつきましては、発育の状況により配置基準の保育士の他に保育士を加配しております。あらかじめ特別な支援を必要とする児童の受け入れ可能数は定めずに、その都度決定しているような状況で

す。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） あの、国の配置基準よりも、かなりあの上乗せして、非常に手厚い配置がされているなというふうに、今のご説明を伺っても、実際の配置されている数を見てもですね。あの非常に手厚くされてるなっていうのは、私自身の実感でもあります。ですので、統合されてもですね、この水準をですね。下回らないようにしてもらいたいというのが、多くの保護者や町民の皆さんの切実な要望だと思うんですね。

もう1つ、ちょっと資料を見ていただきたいと思います。これはですね、あの日本共産党の衆議院議員の本村伸子さんが先日の国会で保育士さんの配置基準について、質問をしたときの作られたパネルです。あの基本的に先ほど多気町の先の資料をお見せしたのと全く同じなんですけども。特にですね。3歳児以上の人数配置は70年以上変わってないんです。非常にこの異次元の子育て策をやるというふうに首相おっしゃったんですけども、本村さんはいや、異次元の子育て策じゃなくて低次元のまま70年以上もそのままになっているのは本当に次元が低いということで、あの改善を強く要望したんですけども、私はその点から見ると、多気町の場合は先ほどもちょっと紹介しましたけれども5人に1人というのは国には基準がないんですね。だけど、独自に設けてかさ上げして、既に何年も前からやっておられるので、ぜひこの伝統はですね、崩さないで統合された保育園でも積極的にですね、あの発達上の問題を抱えておられるお子さんへのケアとかですね。やはり多気町の保育が素晴らしいなあと、そのハードだけじゃなくて、ソフトの面も素晴らしいなあとというふうに言われるように、ぜひお願いしたいということを強く要望して、次の質問に移らせていただきます。よろしいでしょうか。

あの、最後の質問です。香肌奥伊勢資源化広域連合の次期ごみ処理施設につ

いて伺います。これも昨年 12 月 2 日の全員協議会で、広域連合のごみ処理、次期のごみ処理施設の検討会の経過報告が行われたところであります。これからのごみ処理施設を、ごみ処理を、あるいはそのそれに必要な施設をどのように進めるかは町民の皆さん一人ひとりに関わって重要な問題であると思えます。検討の段階から広く意見を聴取することが求められると思えます。以下、質問をさせていただきます。

まず第一に、検討されている内容、広域連合で検討されている内容をですね。町民の皆さんに周知していくのはいつ、いつ頃どのようにして行おうとしているのか、考えをお伺いします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 香肌奥伊勢資源化広域連合におきましては、4 月にごみ処理、新たなごみ処理施設についての基本構想を策定し、その基本構想についてのパブリックコメントの募集を行う予定をしております。期間としましては、4 月 1 日から 5 月 2 日までの 1 ヶ月間。香肌奥伊勢資源化広域連合のホームページで周知し、構成 3 町のホームページともリンクさせる予定です。また、パブリックコメントの募集については構成 3 町の広報紙でも周知していく予定をしております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

○5 番（松木 豊年） ぜひ、あのパブリックコメントっていうのも、なかなかこう横文字で言われると高齢の方とか、なかなかこうちょっと近寄りがたい感じもしますので、ぜひ町民の皆さんから意見を広く聴取できるような工夫もですね、ぜひしていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次の質問です。あの町長は、この時の説明経過報告で、次の処理施設の候補地についてのお考えを示されました。示されましたけれども、地元との合意形成については非常にこう重要な問題を含んでいると思えます。どのように考

えているのか、その考えをお伺いします。当局の答弁を求めます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 昨年全員協議会の中で、町長からの発言があったといいますのは、今、香肌奥伊勢資源化広域連合のなかで新たな施設の、施設、処理施設がどのようなものになるか、また、その施設の場所、これについての検討も進めております。で、候補地選定につきましては、構成町から5カ所ずつ選定場所を出し、それを第3次選定、それから第2次選定において1箇所、各町それぞれ1カ所ずつに絞り、更に第1次で各町の5カ所ずつで、第2次で各町1つずつ。で、第3次で1箇所に絞っていくというふうな選定をし、評価をしております。そういった中で非常に評価が高くなってきた色々な要素がある中で、人口の重心であるとか土地の規制がないかとか交通の利便性、こういったものを評価をしながら、した中に現在の処理施設のある場所、これも評価が高くなっておりますので、こういった施設について香肌奥伊勢資源化広域連合で今、その候補地の選定の準備を進めております。これもまた、時期がくればその地元との調整に入っていく予定をしておりますが、予定としましては、令和5年度から6年度にかけ、地元でのまずは幹部の方への説明。そして必要があれば、住民、地域住民の方にも説明をしていくという予定でしております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

○5番（松木 豊年） 今、課長が詳しく、あの手続き上もいくつかのその候補地からどういう風に絞っていくかについて、詳しく手続きも含めて、あの説明していただきましたけれども、あの私、質問したのはですね。あえてあの今申し上げませんでしたけれども、12月2日に町長が具体的な候補地の名前を自分の考えだということによっておられるんですね。ですので、これはね、ちょっとその検討会が一方で検討を進めていながら、しかもその検討の中身を経過報

告をされている中で、それよりも一步踏み込んで個人的な意見を述べられたっていうのは、ちょっとこれ、大きな問題になると思いますので、そのおっしゃったことについてね、取り消すべきだと思います。いかがですか。町長。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○久保町長（久保 行男） 私が申し上げたのは、まあ、広域連合長として申し上げました。っていうのは、今からゴミ処理をあの、令和 10 年前後ぐらいには整理しなければならないということで、あれだけの面積をこれからあの小学校じゃないけれども、用地を求めて整備をしてってなると、とてもじゃないけど、今から 10 年も 15 年も待つわけにはいきませんので、私としては今ある所でやって行きたいと。これはあの責任者として当然方向を示すべきだと思うんです。「どこか分かりません。できません。」ではいかんと思うので、私は私として、こういう方向性を持ったということで、責任者として当然のことやと思う。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

○5 番（松木 豊年） あの、そうしますとね、今課長さんも説明ありましたけれども、それは広域連合長の見解だということで、あの私はあえて個人としてはっていうのは問題だというふうにおっしゃったんです、あの申し上げました。だけど、広域連合長はまだこの時点では正式などこでも決まってないところで自分の考えを述べるっていうのは、ちょっと更に問題をを含んでいるというふうに思いますが、その考えはもうないというのが分かりましたので。分かりましたので。ただし、5 月以降に正式に地元への要請もして、その説明をするという先ほどの課長さんのご説明と、町長が全員協議会でその連合長としての考え方だっていうことで、言ったことはかなり、大きな問題を残すというふうに思いますが、そんなふうには思いませんか。

○議長（坂井 信久） 久保町長。

○久保町長（久保 行男） 場所につきましては、関係町の町長さんにもいい候

補地があったらということは事前に申し上げております。その段階で、私の発言をさせてもらっております。何度も言いますけれども、責任者として方向を示さないで、あのどうですかだけではすまんと思うんです。で、数年前に今後10年間のうちに場所を決めてやりますけれども、その間は民間で処理をしてもらう。こういうことも申させてもらっております。これも責任者として、当然方向を示さなアカンので。ですから、議員おっしゃるように、取り消せとか、そういうところまで私は言及しません。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） これはもう、何度言ってもちよっと平行線が続けるしかないと思います。ただ、連合長さんは、検討会がされて、検討会でまとまった意見・結論が検討されている最中で、まだ結論が出てない時点で、個人の連合長としての意見というのをいうのは、これは大きな問題が残るんだということ指摘して、次の質問に、最後の質問に移らせていただきます。

焼却施設と場所の検討と併せて、燃やすごみ、燃えるごみをどう減らしていくのかっていうのは大きな問題です。昨日もあの、質問でも木戸口議員もいろいろな角度から質問されました。私はあのプラスチックのごみ、これについて現状ではですね、包装機・包装紙をそのプラごみとして回収するということと、あのペットボトルですね、の回収ということが資源化との関係で、今やっている、やられていると思いますけれども、このプラスチックのゴミをその減らしていくということはもう、あの国民的な課題でもあると思います。そういう視点からもう少しこのプラスチックのごみの回収の資源化を力を入れるべきであると同時に、食用油、廃油の資源化促進についても、昨日、木戸口議員も質問されましたので、プラスチックのごみについての、その回収、資源化についての考え方がありましたらお考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい。可燃ごみと一緒に捨てられるものの中で、リサイクルできるものは資源化させていくということが重要でございます。香肌奥伊勢資源化広域連合では、現在、多気地域で実施されている紙布類、廃食用油の資源回収というのは今行っておりません。まあ、広域連合でのごみの固形燃料化が終了して3年が経とうとしておりますが、脱炭素を考える上でもゴミの分別減量化は必要となります。ええ、これまでも松阪市や多気地域で実施されている資源回収に取り組むように働きかけを行ってきましたが、実現には至っておりません。

また、あのプラスチックにつきましても、容器包装のプラスチック類、それからペットボトルは回収が実現しておりますが、それ以外ですね、新たにプラスチックのリサイクルが進められるようになった品目については、現在まだ資源化の方に分別、回収ができていないという状況にあります。まあ、あの回収した後ですね、回収にかかる色んな制約もございます。収集員の回収の日の割り当てであるとか、回収してつものものを分別する施設等の整備、これらも一緒に併せて検討する必要がありますので、まだ広域連合の方では実現至っていないという状況です。県内でもまだこれに取り組んでいる所は少ないというふうに聞いております。これらの回収を進めるにあたりましても、連合議員の皆様と一緒に資源物へ回収をできるように実現に向けてご協力頂けることを最大の近道と考えております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） あの広域連合では焼却施設をどうするか、その場所も含めての今検討がされている最中でありましてけれども、やはり資源化広域連合という名前ですので、積極的に資源化を進めるということですね、運営の大きな柱に据えるべきだと思います。連合長は、我が多気町長が務めておられるわけですので、こうしたその資源化についてですね、プラスチックの、そ

の関わる法律も新たに作られているわけです。この、今資料で示しましたけれども、包装紙や包装容器以外のプラスチック製品、いくつもあります。それが上が全くプラスチックだけの製品ですね。下がプラスチックも含まれているもの、金具とか一緒に含まれているもの、交じったもの、これらもですね、資源化の対象として、回収収集している自治体があります。どこだと思えますか。これは京都市です。やはり、こういうごみの回収、特にそのゼロカーボンに向けてですね。積極的にやろうと言うことを言っている町ですので、こうしたことにも踏み込んで積極的な検討をしてですね、広域連合に提案していくぐらいの、そういうイニシアチブを取るべきだと思えますけれども町長、お考え、もしあればお示してください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○久保町長（久保 行男） 広域連合につきましては以前は合併する前は多気町と、それから勢和・大台・大紀で別れてました。で、それぞれの町のやり方で、良い部分とまあまあそれなりに部分あったと思います。で、旧多気の方、まあ我がうちもそうですけれども、プラはプラで本当に分別はきちんとされてますし、一方、大紀さん大台さんの方でもそれぞれされてますし、旧勢和の方でもされてますので、これからその議員おっしゃっていただいたような中身の分別の仕方とか、あのそれをしっかりやっていければと思います。

で、今議員おっしゃっていただいた京都もそうですし、大津の方にも非常に進んだ取り組みをされているところもありますので、その辺をこれから見ながら進めていきたいと思えます。

で、さっきのちょっと戻りますけども、場所の事につきましては、私、責任持ってやると言いましたのは、場所的にあれだけの面積も多気町の土地になってますので、そういうこともあったので、そういうことを進めていきたい。

今おっしゃっていただいた分別につきましては、地域の皆さん、また議員の皆さんとそれぞれの協議をしながら進めていきたいと、こう考えていますので、

よろしく申し上げます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

○5番（松木 豊年） 質問していないことをまた改めて言われたので、平行線がさらに深まったなと思いますが、あの組織の運営とそのトップに立つ方の基本的な姿勢は改める必要があるということ再度強調して質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂井 信久） 以上で、松木議員の一般質問終わります。ここで休憩に入りたいと思います。再開は10時15分に再開をいたします。

（ 10時 5分 ）

（ 10時15分 ）

（6番 隆宝 政見 議員）

○議長（坂井 信久） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開をいたします。

4番目の質問者、隆宝議員の質問に入ります。

隆宝議員。

○6番（隆宝 政見） 6番隆宝政見、一般質問をさせていただきます。1問1答方式で質問させていただきます。質問事項は、中学校における休日の部活動の地域移行についてです。それでは、質問に入らせていただきます。

現在、三重県下各市町自治体にて、平成30年3月に制定された運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを元に、段階を踏んでの部活動改革に取り組まれています。が、ここ最近いよいよ具体的な現場である中学校や地域スポーツ協会への落とし込みについての話が聞こえてまいりました。

スポーツ庁より、これまでの経緯として説明されているのは、運動部活動は生徒のスポーツや文化に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものされております。

しかし一方では、学校の部活動は、少子化の進行や学校の働き方改革が進む中で、これまでと同様に継続することは困難な状況となることが考えられるため、国において部活動の改革について検討が重ねられてきたとされております。

また、提言の主な内容としても、中学校等の運動部活動を取り巻く状況から、今後これまでと同じ形で平日及び休日の運動部活動を維持することは困難な状況である。こうしたなか、中学生等のスポーツ機会を着実に確保していくための改革の方向性として、まずは休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、令和5年度からの3年間を改革集中期間と位置付け、中学校の運動部活動について、休日の活動を段階的に地域移行すると通達されています。

これに対しての関係者への周知として、通達されていることは生徒や保護者、スポーツ関係者、学校関係者等に対して、改革の背景や、地域におけるスポーツ環境の将来像、生徒自身や地域社会への見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解を得ていく必要があるとされております。

そこで、以下3点につきまして、現状での考えと取り組み状況などをご説明ください。

1、令和5年度から3年間を改革集中期間とされていますが、ただ、ここに来てテレビ報道等にもありますように計画の見直しがね、スポーツ庁等に言われておりますが、多気町としての進め方についてどのように考えているのかお聞きします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

○教育課長（遠 武彦） それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。中学校における休日の部活動の地域移行につきましては、委員のご指摘のとおりですね、国が令和5年度から3年間を改革集中期間と位置付けておりまして、様々な施策が講じられております。

多気町といたしましては、現状のクラブ活動の実態の把握や地域の受け皿候補となるスポーツ団体の意向、それから学校指導教員の意向調査等を行ないま

して、令和5年度に関係者による協議会を立ち上げる予定でございます。具体的な方策について、検討をそのなかで進めてまいります。令和6年度以降は、地域の受け皿団体の仕組みづくりだったり、一部の部活動の試行などを取り組み、令和8年度には地域への完全移行をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

隆宝議員。

○6番（隆宝 政見） ありがとうございます。まあ、これから協議会を立ち上げてという話なので、まあ具体的なそれぞれのことが決まり次第、また都度説明いただけるようによろしくお願いいたします。

じゃあ、次2番の質問に移らせてまいります。関係者への周知につきましてなんですけど、現状まあどのような方法で、どこまで話がいっているのかっていうのをお聞きします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

○教育課長（遠 武彦） ええ、多気町と致しましてはですね、現時点でまだ協議会を立ち上げていない段階でのですね、まあ、広い、広くに周知するというようなことは、今のことは、今のところはまず考えていません。まずはですね、先ほど申し上げましたとおり現状の把握と、それから関係者の意向の確認を行ってですね、どのような仕組みがですね、多気町としてより良いかを検討を進めて、学校や保護者、スポーツ団体等とそういう組織をですね、作り上げていくことが大事だというふうに考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

隆宝議員。

○6番（隆宝 政見） 地域移行する中でも、今考えられている受け皿ですかね、ええとしては、まあ私の知る範囲ではスポーツ協会ということをお聞しているんですけど、その辺は具体的にはどういったところがありますか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

○**教育課長（達 武彦）** ええ、地域のまあ受け皿はですね、まあ議員言われたとおり、まあよくご存知だと思いますけど、スポーツ協会に今具体的な話をですね、させていただいて、今後はですね、まあ学校現場とスポーツ協会、それからスポーツ協会の下部にあります色々なジュニア団体、それから成人の団体もございいますが、そういう団体の代表者の方も交えてですね、具体的な取組みについて話をしていくと。全体としての受け皿としては、スポーツ協会本体がなっていたのが一番望ましいのではないかというふうに考えております。

○**議長（坂井 信久）** 答弁が終わりました。

隆宝議員。

○**6番（隆宝 政見）** ありがとうございます。そうしましたら、最後の3番目の質問に入りますけど、まあ県下においても、各市町自治体でも大きな温度差があると、私は感じてます。で、まあ特に今、一番進んでいるような市町・地域団体っていうところはどこなのか。で、それとまあ、多気町として3年後、で、また将来はどういったビジョンに持っていこうとしているのか分かる範囲でいいのでお聞かせ下さい。

○**議長（坂井 信久）** 当局の答弁を求めます。

達教育課長。

○**教育課長（達 武彦）** ええ、議員まあご指摘のとおりですね、県内の市町においてはですね、進捗状況にかなり差があると思っております。特に北部の地域ですね、四日市、菰野等、向こうの方はですね、大変今試行的にやられているような団体等もございましてですね、今、文科省の推奨もありまして、いろんなまあ、補助金等の手当もあるということもあってですね、近隣でもまあ大台町なんかはですね、一部の部分について取り組んでいたりします。

多気町といたしましてはですね、前述のとおり、関係者、それから団体と協議を進めてまいりましてですね、多気町に最適な仕組みを検討することが必要だというふうに思っております。令和8年度を目標にしておりますが、そういう協議を進めてですね、望ましいのはですね、中学生一人ひとりがしたいスポ

一ツ、それから文化活動がですね、無理なく取り組めるような、そういう環境をみんなで作り上げることが大事なことだというふうに思っております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

隆宝議員。

○6番（隆宝 政見） はい、ご説明ありがとうございます。で、まあこの件につきましては、まだまだ始まったばかりだと思いますし、まあこれから近隣市町の動向やね、情報等も取り入れながら、まあモデルになるような自治体を見つけていただいて、まあ進めていってもらいたいと思います。それと答弁の中でもあったように協議会等の立ち上げも早急にしていただいて、まあ、そういう協議できる環境を整えてもらえるように、お願いいたします。

で、今一度ね、考えられる課題を整理してみますと、まあ少子化での生徒数の減少による部活動種類の減少、それとスポーツする環境と機会の減少による部活動の衰退化。2つめが、中学校教員の教職員の長時間労働や休日出勤削減での先生方の働き方改革の推進による指導状況の希薄化。それと部活動移行先となる地域団体である、例えば多気町スポーツ協会での体制構築と地域指導員の確保など、付帯する環境設備とそれに伴う予算の確保。まあ、こういったところが根底にある、大きな課題として挙げられると思います。教職員の方の個々の思いや考え方も重要であり、かつ、これから取り組まれることの受け皿である地域団体の体制作りに対しても大きなポイントとなってくると思われます。地域団体に移行するにしても、日頃から先生方の指導と思想、生徒たちが困惑しないように、どのように休日の活動に落とし込んでいくのかも大きな課題になると考えます。多気町での休日活動の受け皿として考えられているのは先ほど話したのであったように、多気町スポーツ協会での受け入れ態勢が必要になってくるんですけど、先生方から引き継ぐ地域スポーツ指導員の確保とその体制づくりが、まあ大きな再出にあたっての課題であり、指導者の人材育成と関係する報酬等の予算についても、大きくなってくる壁になってくると思われます。まあ、それに関連しての保護者の負担についても考慮しなくて

はならないと思います。さまざまな問題が想定されますが、関係するところと協力しながら発育盛りである子どもたちのスポーツを、スポーツに関わる機会を損なわない環境づくり、これができるように共に考えて取り組んでいきたいと考えています。いずれにせよ、大変難しい取り組みですので、大胆かつ慎重にご対応いただきたいと考えております。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（坂井 信久） これで隆宝議員の一般質問を終わります。

○議長（坂井 信久） これで、本日の会議は散会と致します。この後、10時40分から議会改革特別委員会を協議会室で開催をいたしますので、委員の皆様方はそちらの方へご参集いただきたいと思います。本日はご苦勞様でございました。

（ 3月7日 10時20分 ）